

仕 様 書

1 名称

2026 年度 教職員にかかる各種健康診断業務委託（単価契約）（中百舌鳥・りんくう・工業高等専門学校）

2 委託内容

医療法、労働安全衛生法・学校保健安全法等の関係法令に基づき、以下の健康診断を行うこと。ただし、関係法令について法律が改正及び施行された場合は、法定どおり行うこと
なお、詳細については、仕様詳細による

(1) 定期健康診断

①第 1 種定期健康診断

②第 2 種定期健康診断

③雇入れ時健康診断

(2) 特殊健康診断

①電離放射線健康診断

②有機溶剤健康診断

③特定化学物質健康診断

(3) 海外派遣労働者健康診断

(4) じん肺健康診断

(5) 胸部 X 線検査

(6) 特定業務従事者健康診断

(7) 鉛健康診断

(8) 上記検査に含まれる単独検査

(9) 遺伝子組み換え実験従事者健康診断

(10) 胃検診（ABC 検査）

(11) 高気圧業務健康診断

(12) 水道技術管理者健康診断

(13) 小児期感染症抗体価検査

(14) ウイルス肝炎検査

(15) りんくうキャンパス学生定期健康診断

(16) りんくうキャンパス学生特殊健康診断

①電離放射線健康診断（新規・継続）

②化学物質健康診断

③遺伝子組み換え実験及び病原体棟実験従事者健康診断

(17) 工業高等専門学校学生定期健康診断

3 各健康診断の種別及び単独検査の実施予定人数について

別紙 1 及び別紙 2 のとおりとする

4 委託期間

2026 年 4 月 1 日（水）から 2027 年 3 月 31 日（水）まで

5 担当者

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

大阪公立大学 安全衛生管理課（杉本）

TEL 06-6605-2097

FAX 06-6605-2120

メールアドレス gr-anzn-kenshin@omu.ac.jp

6 健康診断全体の特記事項

- (1) 事前配付物等の納入は、キャンパス別に下記のとおり各担当へ行うこと
中百舌鳥キャンパス 堺市中区学園町 1 番 1 号 安全衛生管理課
りんくうキャンパス 泉佐野市りんくう往来北 1 番地の 5 8 りんくうキャンパス事務所
工業高等専門学校 寝屋川市幸町 2 6 - 1 2 総務課（教職員分）、学務課（学生分）
- (2) 各キャンパス所属の受診予定者が、異なるキャンパスにおいて健康診断を受診しても、結果は所属するキャンパスで取りまとめること
- (3) 各健康診断の実施時期は予定であり、変更することがある
- (4) 受診予定人数は別紙 1 によるが、概数であり委託者の都合により増減することがある
- (5) 会場の詳細図については、受託者が決定次第配付することとする
- (6) 健康診断が混雑無く、スムーズに実施できるようにすること
- (7) 海外派遣労働者健康診断・各種健康診断未受診者等の健康診断を行う場合は、大阪公立大学の事業所より交通至便である所に所在する健康診断機関にて受診できるようにし、できるだけ予約がスムーズに取れるように配慮すること。また、受診者本人が電話や Web 等で予約やキャンセルができるようにしておくこと。なお、すべての項目を同一機関にて受診できるようにすること
- (8) 委託料は、各種健康診断種別の単価契約とし、実受診者数分のみ支払う
- (9) 請求は、健康診断結果の報告が適正に行われ、委託者の検査確認が終了しだい速やかに行うこと。請求書は、委託者が事前に提出しているデータの請求先コードどおり（別紙 3 参照）請求することとするが、請求書を作成する前に再度委託者に確認のこと
- (10) 請求の際には、請求書に健康診断受診者リストを作成し、添付すること
- (11) 採血後の検体保管については、再度健康診断時に採取した血液を使って再検査を実施する場合があるため、最低 45 日間は保管すること
- (12) 健康診断関係資料について
 - ① 心電図（波形）については、健康診断が終了後、受診者全員分を紙もしくは画像データで提出すること
 - ② 胸部 X 線データについては、健康診断が終了後、受診者全員分を画像データで委託者に提出すること。引き渡しまでに日数がある場合でも、委託者から貸し出しの指示を受けた時には個別に対応すること
 - ③ 健康診断結果個人通知を紛失した者について、申し出があれば、再発行を行うこと
- (13) 健康診断に関するトラブル対応（差別発言、セクシャルハラスメントを含む）を行うこと。

- また、苦情の申し出があった時の対応は、責任者を通じ必ず委託者に報告すること
- (14) 車いす等障がいのある教職員が受診する際の配慮を行うこと
 - (15) 各種健康診断実施後の対応を行うこと（採血後の腕の腫れが激しい場合等）
 - (16) 健康診断の実施に際して安全性の確保に十分配慮するとともに、委託者から安全性の確保に関して疑義の申し出があった際には、速やかに委託者との協議を行い、その決定に従うこと
 - (17) 感染症対策等については、受診者の接触する箇所のこまめな消毒等による健診会場の衛生的な環境の確保および当日の従事者に対する健康管理、教育（業務内容）等にかかる周知徹底を十分に図ること
 - (18) 委託者より労働基準監督署へ報告するための「健康診断結果報告書」の項目について、各健康診断結果のデータ及び各項目について報告すること
 - (19) 定期健康診断業務の全部または一部を他の業者に再委託することを禁止する。ただし、書面により事前に委託者の承諾を得た場合はこの限りでない
 - (20) 必要な備品を用意すること。また、業務にかかる消耗品及び機器の搬入、運搬等の委託に伴う諸経費は、受託者が負担すること
 - (21) 健康診断を実施する際、適宜受診票の確認や相談を受け付ける者を配置すること
 - (22) 大阪府個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと
 - ① データの秘密保持に努めること
 - ② データは、本業務にのみ利用するものとし、第三者に提供してはならない
 - ③ データの複写及び複製を禁ずる
 - ④ 万一、本データに係る事故が発生した場合、すみやかに委託者に報告すること
 - ⑤ データ管理体制について、委託者に報告すること

7 その他

- (1) 契約単価金額と代金の請求
 - ① 契約単価金額は、内訳書に記載された契約単価（1円未満の端数があるときは、小数点第5位を切り捨てた額）とする
 - ② 代金の請求は、契約単価に健康診断実施人数を乗じて得た額（2以上の単価がある場合は、各契約単価に各健康診断実施人数を乗じて得た額の合計額）に消費税及び地方消費税に相当する額を合計した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を請求すること。ただし、各健康診断において、重複する検査項目がある場合は、一方の検査項目にかかる費用は請求しないこと
- (2) この仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項については委託者と受託者とが協議して定めることとする。なお、契約締結後、本仕様書はすべて委託者の解釈によるものとする

1 定期健康診断（年 1 回）

(1) 対象者及び検査項目

① 第 1 種定期健康診断 別紙 1 (1) (2)

ア 対象者

4 月 1 日現在、40 歳未満の教職員（雇入れ時健康診断対象者、35 歳の者及び前年度の健康診断の結果、心電図検査が「要受診、要精密検査」と判定された者を除く）

イ 検査項目は、下記のとおりとする

- a 問診（自記、面接）
- b 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- c 視力検査（遠方）
- d 聴力検査（会話法）
- e 胸部 X 線撮影
- f 血圧測定
- g 腎機能検査（尿蛋白、クレアチニン）
- h 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- i 痛風検査（尿酸値）
- j 代謝機能検査（尿糖、空腹時血糖、HbA1c）
- k 血清脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
- l 血液系検査（赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット）
- m 診察（医師による診察）

② 第 2 種定期健康診断 別紙 1 (3) (4)

ア 対象者は、下記のとおりとする

4 月 1 日現在、35 歳、40 歳以上及び前年度の健康診断の結果、心電図検査が「要受診、要精密検査」と判定された者（ただし雇入れ時健康診断対象者を除く）

イ 検査項目は、下記のとおりとする

- a 問診（自記、面接）
- b 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- c 視力検査（遠方）
- d 聴力検査（オーディオメーター 1000、4000Hz）
- e 胸部 X 線撮影
- f 循環器系検査（血圧、心電図）
- g 腎機能検査（尿蛋白、クレアチニン）
- h 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- i 痛風検査（尿酸値）
- j 代謝機能検査（尿糖、空腹時血糖、HbA1c）
- k 血清脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）

- l 血液系検査（赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット）
- m 診察（医師による診察）

③ 雇入れ時健康診断 別紙1（5）（6）

ア 対象者は、下記のとおりとする

新たに採用された教職員。定期健康診断が終了してから新たに採用された教職員については、受託者の健康診断機関で行うこと

イ 検査項目は下記のとおりとする

- a 問診（自記、面接）
- b 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
- c 視力検査（遠方）
- d 聴力検査（オーディオメーター 1000、4000Hz）
- e 胸部 X 線撮影
- f 循環器系検査（血圧、心電図）
- g 腎機能検査（尿蛋白、クレアチニン）
- h 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
- i 痛風検査（尿酸値）
- j 代謝機能検査（尿糖、空腹時血糖、HbA1c）
- k 血清脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
- l 血液系検査（赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット）
- m 診察（医師による診察）

(2) 実施時期及び実施場所

① 中百舌鳥キャンパス

2025 年度実績：約 713 名

ア 実施時期は、6 月第 4 週で 5 日間（土日祝日を除く）とし、委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	午前の部	午後の部
受付時間	9:00～11:30	13:00～16:00
実施時間	9:00～12:00	13:00～16:30

ウ 実施場所は、別途協議する

② りんくうキャンパス

2025 年度実績：88 名

ア 実施時期は、5 月第 4 週で 2 日間（土日祝日を除く）とし、委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	終日
受付時間	9:30～16:00
実施時間	9:30～16:30

ウ 実施場所は、りんくうキャンパス多目的ホール他で行う

③ 工業高等専門学校

2025 年度実績：95 名

ア 実施時期は、6 月第 3 週火曜日とする

イ 受付及び実施時間

	午前の部	午後の部
受付時間	9:00～11:30	13:00～16:00
実施時間	9:00～12:00	13:00～16:30

ウ 実施場所は、別途協議する

(3) 実施までの手順

① 事務打合せ及び受診票について

ア 本委託業務を円滑に行うために、健康診断実施前に十分な事前打合せを行うものとする。
なお、打ち合わせ時には会場の視察を行い、健診会場のレイアウト、順路や電源の位置、レントゲン車の駐車場所等を確認しておくこと

イ 受託者は、本委託業務の円滑な実施を図るための事務担当者を決定し、契約締結後、速やかにその者の氏名を報告すること

ウ 委託者は、各キャンパス担当者より受診者のデータ（健康診断種別、所属番号、所属名、職員番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、採用年月日、加入保険者情報、請求先コード）を受託者にエクセルデータにより提供するので、3 週間以内に必要事項印字済みの受診票及び採尿容器（スピッツ）を納品すること。受診票の様式については、A3 サイズの見開きを原則とする。また、特定健康診査実施の標準的な質問票を含むすべての必要な項目が記入できること

エ 受診票の出力順については、委託者が作成したエクセルデータの順に従うこと。なお、受診票の納品時には、白紙の受診票及び封筒を各キャンパスにつき 30 部程度併せて納品すること。また、受診票が汎用である場合は、健康診断項目をわかりやすく表示し、受診者の混乱のないようにすること

(4) 事前準備及び当日について

① 受託者は、健康診断実施期間初日の前日に会場確認及び準備及び設営を行う場合は、1 週間前までに委託者に会場の状況を確認すること

② 健康診断当日については、十分な体制を組むとともに、円滑に業務を行うこと。また、当日の責任者、副責任者の氏名を委託者に事前に報告すること

③ 健康診断の会場の確保は委託者が行うが、健康診断当日に健康診断担当者が立ち会わない場合があるため、会場の開錠及び準備は、受託者が行うこと

(5) 健康診断会場の設営について

① 健康診断に必要な机、椅子については、原則として委託者が用意する。それ以外の消耗品、床に敷くシート、診察及び心電図検査等で用いるパーテーション等の必要備品は、受託者が用意すること

- ② 健康診断会場の準備、後片付けは、受託者がすべて行い、健康診断の実施、その後の会場の使用に支障が出ないように速やかに実施すること。また実施にあたっては、建物及び備品等を破損又は汚損することのないよう注意を払うこと。破損、汚損させた場合は、受託者の負担に帰するものとし、委託者に報告の上速やかに原状回復措置をとること
- ③ 各機材の設置場所については、委託者と協議して決定すること。その際、清潔な環境の確保、プライバシーの保護及び検査精度の保持が図られるよう調整を行うこと
- ④ レントゲン車の駐車場所については、会場視察の結果に基づき、事前に「レントゲン車駐車場所指定図」を報告すること。また、実施3日前までに車のナンバーを報告すること
- ⑤ 受託者は、協議した内容について書面にて委託者へ提出すること

(6) 健康診断の実施について

① 受付業務について

- ア 各日とも受付開始 15 分前には、会場準備が完了していること
- イ 受付は、独立した場所で行い、受付待ちとの距離をとり、パーティション等で区切ること
- ウ 受診票の問診項目に記載漏れが無いか確認すること。また、記載台を受付待ちの列との距離をあけて設置し、記入例を置くこと
- エ 未印字の受診票及び当日対応用の採尿容器を用意しておくこと
- オ 食事の有無の確認を行い、食事ありの場合は、食後経過時間を必ず聴取し、受診票に記入すること
- カ 業務を行う際は、既往歴等、特にプライバシーに関わる内容については、周囲への配慮を十分行うこと
- キ 健康診断終了時に各日ごとに報告できるよう、その日の受診者リストを作成すること

② 健康診断業務

- ア 健康診断の当日は、実施前に機器等が正常に作動するかの確認を行うこと
- イ 日程、時間帯により受診者を男女別で設定しているが、まれに男性の時間帯に女性が受診することがあるので、心電図、医師の診察、レントゲン撮影時は特に配慮すること
- ウ 車いす等障がいのある受診者が受診する際は、配慮を行うこと。身体の状況により検診車での撮影が困難な場合は、受託者の健診施設で対応すること
- エ 検査方法については、下記のとおり実施すること

A 尿検査

- a 採尿容器（スピッツ）を人数分用意し、事前に配布できるようにすること
- b 採尿容器（スピッツ）は使用方法及び採取方法がわかるように説明書の同封等を行うこと
- c 当日会場で採取する教職員に対しては、受付にて紙コップと採尿容器を配布すること
- d 回収した尿は、他者のものと混同しないよう、確実に取り計らうこと
- e 検査で使用した採尿容器等は受託者において適正に処分すること

B 身体測定

- a 身長体重計を1台以上もしくは身長計・体重計を各2台以上用意すること
- b 体重計は、デジタルのもので、計量測定に合格したものをを用いること
- c 体重測定の際には、衣服の重さを考慮し適切な重さを差し引くこと
- d 測定単位は、身長はcm、体重はkgとし、小数点以下第1位まで求めること
- e 受診者のプライバシーに十分配慮した場所で測定を行い、測定値については読み上げず測定用紙に記入すること

C 視力検査

- a 検査器を2台以上用意すること
- b 5m視力を左右片眼ずつ、裸眼または矯正視力を検査すること
- c 測定単位は、小数点以下第1位まで求めること
- d 測定は、0.1までとし、0.1未満の場合は0.1未満とすること

D 血圧測定

血圧計を2台以上用意すること。血圧計は自動式のものでも良い。異常値（収縮期130以上または拡張期血圧80以上）を示した場合、一定時間を置いてから再度測定すること。また、受付後適度な時間が経過していることを確認してから血圧測定をすること

E 血液検査

- a 採血番号は、受付番号と同一にするなどして、他者のものと混同しないように確実に取り計らうこと
- b 採血後、止血確認を実施すること
- c 止血のための脱脂綿（感染性廃棄物）を捨てるためのゴミ箱を用意し、持ち帰ること
- d アルコール禁忌の者のため、他の消毒液を用意すること
- e 採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に連絡するとともに、その後の対応について協議すること
- f 貧血等により椅子に座った状態で採血ができない者については、横臥した状態で採血可能な場所を設置すること

F 聴力検査

- a 第1種定期健康診断対象者については、会話による応答状況で行うこと
- b 第2種定期健康診断及び雇入れ時健康診断対象者については、周囲の音が出来る限り遮断される環境で、オーディオメーターにより1000Hz・4000Hzを左右測定すること

G 心電図検査

- a 心電計を2台以上用意すること。複数台ある場合は、1台ずつパーテーションで仕切ること
- b 安静時標準心電図を記録すること
- c 検査台として、簡易ベッドを用意すること

- d 測定は、原則上半身脱衣の状態、靴下は脱いで行うこと
- e 腕時計、ブレスレット、ネックレス等は、必ずはずして受診させること
- f 検査場所は、男女の区別を明確に表示するなど、プライバシーに細心の注意を払い実施すること。また、前の受診者が着替えていないかを確認のうえ、ブースの中に案内すること
- g 更衣スペースを十分に確保すること

H 医師の診察

- a 問診、視診、聴打診と必要に応じて触診を行うこと。なお、触診に際しては、受診者の性差に則った配慮を行うこと
- b 診察待ちの者や隣のブース等に診察の声が漏れないよう十分に配慮すること
- c 診察は、当日に結果が出る検査に基づき、医師が診察、結果説明及び保健指導を行うこと

I 胸部 X 線検査

- a 撮影は、原則上半身脱衣か、白等の無地のシャツを 1 枚着用した状態で行うこと
- b 障がい等により立位での撮影が困難な受診者に対しては、介助を行うこと
- c 読影は、必ず 2 名以上の診断医で行うこと
- d 必ずバスの前で受診票の最終チェックを行うこと。また、前の受診者が着替えていないかを確認のうえ、受診票確認後の対象者をバスの中に案内すること

J 腹囲測定

プライバシーが保たれた環境で測定を行い、数値の読み上げはせずに測定用紙に記入すること

K その他

- a 血圧測定は、採血の前に実施すること
- b 診察は、胸部 X 線撮影以外の健康診断項目を全て実施した後に行うこと
- c 検査項目の受診もれがないように、適宜チェックを行うこと
- d 受付以外の場所において、適宜受診についての案内や相談が出来る者を配置すること
- e 受診中に不測の事態が起こった場合は、看護師または保健師の資格を持った者が、対応を行うこと
- f 車いす等障がいのある教職員が受診する際は、介助や誘導などを行なうこと
- g ストレスチェックの回答用紙を事前に配付しているので、記入済の厳封したものを回収すること。なお、回収用の箱等については委託者が用意する

(7) 後片付け

- ① 健康診断終了後は、速やかに撤収し、確実に施錠をして鍵を返却すること。最終日は、必ず会場を元の状態に戻すこと

- ② 健康診断業務において発生した廃棄物は、受託者において適正に処分すること

(8) 報告について

- ① 健康診断の各日終了後、健康診断の実施状況（受診者名、特記事項等）を報告すること
- ② 健康診断会場別受診者数については、健康診断全日程終了後、速やかに報告すること
- ③ 受診済みの者については、各日ごとの「受診者リスト」を作成し、委託者の各キャンパス担当者へ提出すること。また「受診者リスト」の様式については特に指定しないが、必要なすべての項目が記入でき、各欄の表示及び区分け等が明確でわかりやすいものであること

(9) 判定方法及び結果について

- ① 各種健康診断における検査結果の判定、医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、判定方法について、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること、また判定基準を委託者に示すこと
- ② 判定への問い合わせは、受託者が対応すること

(10) 健康診断の事後措置

- ① 緊急に医療機関への受診勧奨を行う者に対し、検査結果を表記した「緊急連絡票」と「対象者リスト」を作成し、各受診日から1週間以内に、委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行うこと
- ② 胸部 X 線判定の結果、わずかでも異常陰影が認められた者については、至急に対象者の胸部 X 線データと対象者リストを委託者の各キャンパス担当者に提出すること

(11) 健康診断結果の報告について

- ① 診断結果は、個人通知用、事業所用及び電子データを委託者の各キャンパス担当者に提出すること。また、その様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること
- ② 電子データのレイアウトや仕様については、厚生労働省の「特定健康診断・特定保健指導データの標準的仕様」に従うこと。また、別途委託者の各キャンパス担当者に XML 形式で保険者別（地方職員共済組合・大阪市職員共済組合・公立学校共済組合）に分けて CD 等により速やかに提出すること

(12) 健康診断結果通知書について

- ① 各種健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後3週間以内に提出すること
- ② 本学で行う産業医の事後保健指導において、対象となる者が分かるように「要医師指導」等と区別しておくこと

2 特殊健康診断（年2回）

当健康診断は、定期健康診断や特定業務従事者健康診断と同時に行うが、派遣技術職員等については、当健康診断のみを行うこと

また、各種健康診断において重複する検査項目がある場合は、一方の検査項目にかかる費用は請求しないこと

なお、当健康診断で胸部 X 線撮影が必要な場合は、レントゲン車を配車すること
尿検査が必要な場合は、必要量が確保できる採尿容器を受診票に同封すること

(1) 対象者及び検査項目

① 電離放射線従事者健康診断

※別紙 1（7）～（10）

ア 対象者は、「電離放射線障害防止規則」に基づく放射線業務従事者であること

イ 検査項目については、下記のとおりとする

a 問診（自記、前回の健康診断後に受けた線量の確認、面接）

b 血液検査（赤血球数、白血球数、白血球百分率、血色素量）

なお、2 回目の電離放射線従事者健康診断においては、委託者が指示する者のみ血液検査を行うこと

c 眼科検査（白内障、視力）

d 皮膚の検査

e 診察（医師による診察）

② 有機溶剤従事者健康診断

※別紙 1（11）（12）

ア 対象者は、「有機溶剤中毒防止規則」に基づく有機溶剤業務従事者であること

イ 検査項目は、下記のとおりとする

a 問診（自記、面接）

b 診察（医師による診察）

使用物質により、下記の検査を行う

別紙 1
(21) 眼底検査
(22) 尿中馬尿酸検査
(23) 尿中メチル馬尿酸検査
(26) 尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物検査
(27) 尿中 N・メチルホルムアミド検査
(28) 尿中 2・5・ヘキサンジオン検査
(37) 血液検査（赤血球数）
(38) 血液検査（白血球数）
(39) 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）

③ 特定化学物質従事者健康診断

※別紙1 (13) (14)

ア 対象者は、「特定化学物質障害予防規則」に基づく特定化学物質業務従事者であること

イ 検査項目は、下記のとおりとする

a 問診（自記、面接）

b 診察（医師による診察、必要に応じ皮膚所見の有無、カドミウム黄色環の有無、肝臓または脾臓の肥大の有無の検査を含む）

使用物質により、下記の検査を行う

別紙 1
(24) 尿中マンデル酸検査 (25) 尿中フェニルグリオキシル酸検査 (26) 尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物検査 (29) 尿沈渣 (30) 尿検査（ウロビリノーゲン） (31) 尿検査（潜血） (32) 尿検査（蛋白） (33) 尿検査（糖） (34) 握力の測定 (35) 肺活量の測定 (36) 血圧の測定 (37) 血液検査（赤血球数） (38) 血液検査（白血球数） (39) 肝機能検査（GOT、GPT、γ-GTP） (40) 肝機能検査（ALP） (41) 鼻腔の所見の有無の検査 (49) 血清インジウム (50) 血清 KL-6 (51) 血中カドミウム測定 (52) 尿中 β2-ミクログロブリン測定 (53) 血清総ビリルビン

(2) 実施時期及び実施場所

実施時期について、1 回目は定期健康診断等と同時に実施する

2 回目は、特定業務従事者健康診断と同時に下記のとおり実施する

① 中百舌鳥キャンパス

ア 実施日時は、12 月中旬で土日祝日を除く 2 日間とし、委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	午前の部	午後の部
受付時間	9:00～11:30	13:00～16:00
実施時間	9:00～12:00	13:00～16:30

ウ 実施場所は、別途協議する

② りんくうキャンパス

ア 実施日時は、11 月中旬から下旬で土日祝日を除く 1 日間とし、委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	終日
受付時間	9:30～16:00
実施時間	9:30～16:30

ウ 実施場所は、りんくうキャンパス会議室他で行う

③ 工業高等専門学校

ア 実施日時は、11 月下旬で土日祝日を除く半日間とし、委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	午後の部
受付時間	13:30～15:00
実施時間	13:30～15:30

ウ 実施場所は、別途協議する

(3) 実施までの手順

① 事務打合せ及び受診票について

ア 本委託業務を円滑に行うために、健康診断実施前に十分な事前打合せを行うものとする。
特に 2 回目の会場が 1 回目と異なる場合は、会場の視察を行い、電源やレントゲン車の駐車場所等についても確認しておくこと

イ 各キャンパス担当者より受診者のデータ（健康診断種別、所属番号、所属名、職員番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、使用物質、請求先コード）をエクセル形式にて受託者に提供するので、3 週間以内に受診票（問診票含む）に印字し、採尿容器（スピッツ）を同封のうえ、3 週間以内に納品すること。受診票の様式については、A3 サイズの見開きを原則とし、上記の項目がすべて印字されていること。
受診票の出力順については、委託者が作成したエクセルデータの順に従うこと。なお、受診票の納品時には、白紙の受診票 30 部程度を各事業所に併せて納品すること。また受託者は、事前に胸部 X 線撮影、肺活量、握力検査の対象者のリストを提出しておくこと

(4) 事前準備及び当日について

- ① 受託者は、当日スムーズに健康診断を実施するため、健康診断実施期間初日の前日に会場確認及び準備及び設営を行う場合は、1 週間前までに委託者に会場の状況を確認すること
- ② 当日については、十分な体制を組むとともに、円滑に業務を行うこと。また、当日の責任者、副責任者の氏名を委託者に報告すること
- ③ 健康診断の会場の確保は委託者が行うが、健康診断当日に健康診断担当者が立ち会わない場合があるため、会場の開錠、準備は受託者が行うこと。委託者が指示する場所へ行き、鍵を借用すること

(5) 健康診断会場の設営について

- ① 健康診断に必要な机、椅子については、原則として委託者が用意する。それ以外の消耗品、床に敷くシート、診察及び心電図検査等で用いるパーテーション等の必要備品は、受託者が用意すること
- ② 健康診断会場の準備、後片付けは、受託者がすべて行い、健康診断の実施、その後の会場の使用に支障が出ないように速やかに実施すること。また実施にあたっては、建物及び備品等を破損又は汚損することのないよう注意を払うこと。破損、汚損させた場合は、受託者の負担に帰するものとし、速やかに原状回復措置をとること
- ③ 各機材の設置場所については、委託者と協議して決定すること。その際、清潔な環境の確保、プライバシーの保護及び検査精度の保持が図られるよう調整を行うこと
- ④ レントゲン車の駐車場所については、会場視察の結果に基づき、事前に「レントゲン車駐車場所指定図」を報告すること。また、実施3日前までに車両番号を報告すること

(6) 健康診断の実施について

① 受付業務について

- ア 各日とも受付開始 15 分前には、会場準備が完了していること
- イ 受付は、独立した場所で行い、受付待ちとの距離をとり、パーテーション等で区切ること
- ウ 受診票の問診項目に記載漏れが無い確認すること。また、記載台を受付待ちの列との距離をあけて設置し、記入例を置くこと
- エ 未印字の受診票及び当日対応用の採尿容器を用意しておくこと
- オ 受診票に印字されている使用物質を現在使用しているか必ず確認し、新たに常時使用している物質がある場合は書き加えること
- カ 食事の有無の確認を行い、食事ありの場合は、食後経過時間を必ず聴取し、受診票に記入すること
- キ 業務を行う際は、既往歴等、特にプライバシーに関わる内容については、周囲への配慮を十分行うこと

② 健康診断業務

- ア 健康診断の当日は、実施前に機器等が正常に作動するかの確認をすること
- イ 女性が受診する際には、特にプライバシーに配慮すること。2 回目は、時間帯で男女を分けないので、特に配慮を行うこと
- ウ 車いす等障がいのある教職員が受診する際は、介助や誘導などを行なうこと
- エ 検査方法については、下記のとおり実施すること

A 尿検査

- a 採尿容器（スピッツ）を人数分用意し、事前に配布できるようにすること
- b 採尿容器の使用方法及び採取方法がわかるように説明書の同封等を行うこと

- c 当日会場で採取する教職員に対しては、受付にて紙コップと採尿容器を配布すること
- d 回収した尿は、他者のものと混同しないよう確実に取り計らうこと
- e ノルマルヘキサン等尿を多く必要とする検査は、事前に対象者にその旨説明し、後に呼び出しの必要のないよう十分な量の尿を採っておくこと

B 血圧測定

- a 血圧計を 1～2 台以上用意すること。
- b 血圧計は自動式のものでも良いが、異常値(収縮期 130 以上または拡張期血圧 80 以上)を示した場合、再度測定すること

C 血液検査

- a 採血番号は、受付番号と同一とするなどして、他者のものと混同しないように確実に取り計らうこと
- b 採血後、止血確認を実施すること
- c 止血のための脱脂綿（感染性廃棄物）を捨てるためのゴミ箱を用意し、持ち帰ること
- d アルコール禁忌の者のため、他の消毒液を用意すること
- e 採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に連絡するとともに、その後の対応について協議すること
- f 貧血等により椅子に座った状態で採血ができない者については、横臥した状態で採血可能な場所を設置すること

D 医師の診察

- a 問診、視診、聴打診と必要に応じて触診を行うこと
- b 診察待ちの者や隣のブース等に診察の声が漏れないよう十分に配慮すること
- c 診察は、当日に結果が出る検査に基づき、医師が診察、結果説明及び保健指導を行うこと

E 胸部 X 線撮影

- a 撮影は、原則上半身脱衣か、白等の無地のシャツを 1 枚着用した状態で行うこと
- b 障がい等により立位での撮影が困難な受診者については、介助を行うこと
- c 読影は、必ず 2 名以上の専門医が行うこと
- d 事前に委託者が提供するエクセルデータより当検査が必要な物質を使用している対象者がいる場合は、撮影が可能な施設（バス）を用意すること

F その他

- a 受診中に不測の事態が起こった場合は、看護師または保健師の資格を持った者が、対応を行うこと

(7) 後片付け

- ① 健康診断終了後は、速やかに撤収し、確実に施錠をして鍵を返却すること。最終日は、必ず会場を元の状態に戻すこと

- ② 健康診断業務において発生した廃棄物は、受託者が適正に処分すること

(8) 報告について

- ① 健康診断の各日終了後、健康診断の実施状況（受診者名、特記事項等）を報告すること
- ② 健康診断会場別受診者数については、健康診断全日程終了後、速やかに報告すること
- ③ 受診済みの者については、「受診者リスト」を作成し、委託者の各キャンパス担当者へ提出すること。また「受診者リスト」の様式については特に指定しないが、必要なすべての項目が記入でき、各欄の表示及び区分け等が明確でわかりやすいものであること

(9) 判定方法及び結果について

- ① 各種健康診断における検査結果の判定、医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、判定方法について、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。また判定基準を委託者に示すこと
- ② 判定への問い合わせは、受託者が対応すること

(10) 健康診断の事後措置

- ① 緊急に医療機関への受診勧奨を行う者に対し、検査結果を表記した緊急連絡票と対象者リストを作成し、各受診日から1週間以内に、委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行うこと
- ③ 胸部X線判定の結果、わずかでも異常陰影が認められた者については、至急に対象者のX線データと対象者リストを委託者の各キャンパス担当者へ提出すること

(11) 健康診断結果の報告について

- ① 診断結果は、個人通知用、事業所用、電子データ（エクセル）を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。その様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること
- ② 有所見と判断された者の個人票及び対象者リストを作成すること

(12) 健康診断結果通知書について

各種健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後3週間以内に提出すること

3 海外派遣労働者健康診断

(1) 対象者及び検査項目

① 海外派遣労働者健康診断（派遣前）

※別紙 1（3）（42）～（47）

ア 対象者は、6ヶ月以上海外に出張する教職員であること

イ 定期健康診断を出発前6ヶ月以内に受診していた場合は、産業医の判断により下記（41）から（46）の中から必要な検査を実施する

ウ 定期健康診断受診後6ヶ月を経過して出発する者には第2種健康診断に加えて、産業医の判断により下記（41）から（46）の中から必要な検査を実施する

別紙 1
(42) 胃部エックス線検査 (43) 腹部超音波検査 (44) 血液型検査（ABO 及び Rh 式） (45) 糞便塗沫検査 (46) HBs 抗原（凝集法） (47) HBs 抗体（凝集法）

② 海外派遣労働者健康診断（派遣後）

※別紙 1（3）（42）～（47）

ア 対象者は、6ヶ月以上海外に出張した教職員であること

イ 第2種定期健康診断に加え、産業医の判断により下記（41）から（46）の中から必要な検査を行うこと

別紙 1
(42) 胃部エックス線検査 (43) 腹部超音波検査 (44) 血液型検査（ABO 及び Rh 式） (45) 糞便塗沫検査 (46) HBs 抗原（凝集法） (47) HBs 抗体（凝集法）

(2) 実施時期及び実施場所

① 対象者が帰国、または定期健康診断受診後6ヶ月を経過してから出発する場合、または産業医の判断で必要な検査（3）及び（42）～（47）を実施する場合は、健康診断機関によって受診するが、できるだけ予約がスムーズに取れるよう、配慮すること。また、受診者本人が電話で予約できるようにしておくこと

② 実施場所は、受託者の健康診断機関で行うこととする

(3) 手順について

- ① 対象者データをエクセル形式にて受託者に提供するので、本人からの電話予約があれば速やかに対応すること
- ② 検査に必要な受診票・採便容器等の納品については、別途協議すること
- ③ 日程決定後の変更については、受託者が直接対象者から連絡を受け、別日程を案内すること
- ④ 健康診断の受付や受診方法については、健康診断機関に定められたとおりとする

(4) 報告について

受診日には受診者、未受診者別に氏名を委託者の各キャンパス担当者に報告すること

(5) 結果について

速やかに結果を委託者の各キャンパス担当者に提出すること

(6) 健康診断の事後措置

① 緊急連絡について

緊急に医療機関への受診勧奨を行う者に対し、検査結果を表記した緊急連絡票と対象者リストを作成し、各受診日から1週間以内に、委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行う

② 要精密検査について

当健康診断の結果、「要精密検査」と判定された者については、要精密検査対象者リストを委託者の各キャンパス担当者へ提出すること

(7) 健康診断結果の報告について

診断結果は、個人通知用、事業所用を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。その様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること

(8) 健康診断結果通知書について

各種健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。結果の判定方法、医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後3週間以内に提出すること

4 じん肺健康診断（年１回）

※別紙１（１５）

（１）対象者及び検査項目

① 対象者は、「じん肺法」に基づく粉じん作業従事者であること

② 検査項目は、下記のとおりとする

ア 問診（自記、面接）

イ 胸部 X 線撮影

（２）実施時期及び実施場所

定期健康診断と同時に実施するが、期間内に受診できなかった者は、受託者の健康診断機関にて実施すること

（３）手順について（健康診断機関にて受診の場合）

① エクセルにて対象者データを受託者に提供するので、本人からの電話予約があれば速やかに対応すること。また、健康診断機関の地図や受診票等を納品すること

② 日程決定後の変更については、受託者が直接対象者から連絡を受け、別日程を案内すること

③ 健康診断受付や受診方法については、健康診断機関で定められたとおりとする

（４）報告について

当日の受診者名を委託者に報告すること

（５）健康診断の判定について

必ずじん肺専門医による判定を行うこと

（６）結果について

速やかに結果を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。なお、事業所への報告として厚生労働省の定める様式第３号じん肺健康診断結果証明書を提出すること

（７）健康診断の事後措置

① 緊急に医療機関への受診勧奨を行う者に対し、検査結果を表記した緊急連絡票と対象者リストを作成し、各受診日から１週間以内に、委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行うこと

② 胸部 X 線判定の結果、「要精密検査」と判定された者については、至急に対象者の X 線データ、要精密検査対象者リストを委託者の各キャンパス担当者へ提出すること

（８）健康診断結果の報告について

診断結果は、個人通知用、事業所用を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。その様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること

(9) 健康診断結果通知書について

当健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。結果の判定方法及び医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は、各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後3週間以内に提出すること

5 胸部 X 線検査

※別紙 1 (16)

(1) 対象者

- ア 対象者は、自己で人間ドック等を受診した者が単独で胸部 X 線撮影のみを希望する者
- イ 定期健康診断対象外で、学生と接触する機会の多い者
- ウ 定期健康診断の結果において異常な所見があった者

(2) 実施時期及び実施場所

定期健康診断と同時に実施するが、新規採用予定者及び期間内に受診できなかった者は、受託者の健康診断機関にて個別の日程で実施すること

(3) 手順について

- ① 委託者より対象者のデータを受託者に提供する。ただし、急な採用予定者等についてはこの限りではなく、その場合は受託者の指示に従うこと
- ② 個別での受診の場合は、受診者本人より、指定する健診機関へ直接に受診日の予約を行うこと
- ③ 日程決定後の変更については、受託者が直接対象者から連絡を受け、別日程を案内すること
- ④ 受診受付や受診方法については、健診機関に定められたとおりとする
- ⑤ 上記 (1) ①ウについては、健康診断の結果より当検査に該当する者を抽出して委託者に報告すること。委託者は、対象者に日程の確認を行い、健康診断機関と調整のうえ受診日を決定する。委託者が受診日を報告することで、受託者は受診票（問診票含む）を作成し、健康診断開始日の 10 日前までに納品すること。また、健康診断機関の地図等を納品すること
- ⑥ 健康診断終了後は、医師による結果説明及び保健指導を行うこと

(4) 報告について

受診日当日の受診者名を委託者の各キャンパス担当者に報告すること。

(5) 判定方法及び結果について

- ① 判定は、必ず 2 名以上の専門医が読影を行うこと
- ② 判定への問い合わせは、受託者が対応すること

(6) 健康診断の事後措置

- ① 緊急に医療機関への受診勧奨が必要な者に対し、胸部 X 線データと検査結果を表記した緊急連絡票と対象者リストを作成し、至急に委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行う

- ② 健康診断結果の報告については、診断結果は、個人通知用、事業所用を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。また、胸部 X 線データについては、健康診断が終了後、受診者全員分を画像データで委託者に提出すること

(7) 健康診断結果通知書について

当健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。結果の判定方法や医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は、各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後 3 週間以内に提出すること

6 特定業務従事者健康診断（年2回）

※別紙1（17）

（1）対象者及び検査項目

- ① 対象者は、労働安全衛生規則第13条第1項第2号に掲げる業務に従事する教職員
- ② 検査項目は、下記のとおりとする
 - a 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
 - b 視力検査（遠方）
 - c 聴力検査（会話法）
 - d 血圧測定
 - e 尿検査（蛋白、糖）

（2）実施時期及び実施場所

① 中百舌鳥キャンパス

2024年度実績：約86名

ア 実施日時は、12月中旬で土日祝日を除く2日間（特殊健康診断と同時に実施）。

日程は委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	午前の部	午後の部
受付時間	9:00～11:30	13:00～16:00
実施時間	9:00～12:00	13:00～16:30

ウ 実施場所は、別途協議する

② りんくうキャンパス

2024年度実績：46名

ア 実施日時は、11月中旬から下旬で土日祝日を除く1日間（特殊健康診断と同時に実施）。

日程は委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	終日
受付時間	9:30～16:00
実施時間	9:30～16:30

ウ 実施場所は、りんくうキャンパス会議室他で行う

③ 工業高等専門学校

2024年度実績：0名

ア 実施日時は、11月下旬で土日祝日を除く半日間（特殊健康診断と同時に実施）。

日程は委託者の指定した日とする

イ 受付及び実施時間

	午後の部
受付時間	13:30～15:00
実施時間	13:30～15:30

ウ 実施場所は、別途協議する

(3) 実施までの手順

① 事務打合せ及び受診票について

- ア 本委託業務を円滑に行うために、健康診断実施前に十分な事前打合せを行うものとする。
- イ 各キャンパス担当者よりエクセルにて受診者のデータ（所属番号、所属名、職員番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、請求先種別番号）を受託者に提供するので、印字済みの受診票（問診票含む）及び採尿容器（スピッツ）を健康診断開始日の3週間前までに納品すること。受診票の様式についてはA3サイズの見開きを原則とすること
受診票の出力順については、委託者が作成したエクセルデータの順に従うこと。なお受診票の納品時には、白紙の受診票も各事業所に30部程度を一緒に納品すること

(4) 事前準備及び当日について

- ① 受託者は、当日スムーズに健康診断を実施するため、前日に会場確認及び準備及び設営を行う場合は、1週間前までに委託者に会場の状況を確認すること
- ② 健康診断当日については、十分な体制を組むとともに、円滑に業務を行うこと。また、当日の責任者、副責任者の氏名を委託者に報告すること
- ③ 健康診断の会場の確保は委託者が行うが、健康診断当日に健康診断担当者が立ち会わない場合があるため、会場の開錠、準備は受託者が行うこと。鍵を委託者が指示する場所へ行き借用すること

(5) 健康診断会場の設営について

- ① 健康診断に必要な机、椅子については、原則として委託者が用意する。それ以外の消耗品、床に敷くシート、診察等で用いるパーテーション等の必要備品は、受託者が用意すること
- ② 健康診断会場の準備、後片付けは受託者がすべて行い、健康診断の実施、その後の会場の使用に支障が出ないように速やかに実施すること。また実施にあたっては、建物及び備品等を破損又は汚損することのないよう注意を払うこと。破損、汚損させた場合は、受託者の負担に帰するものとし、速やかに原状回復措置をとること
- ③ 各機材の設置場所については、委託者と協議して決定すること。その際、清潔な環境の確保、プライバシーの保護及び検査精度の保持が図られるよう調整を行うこと

(6) 健康診断の実施について

① 受付業務について

- ア 各日受付開始15分前には、会場準備が完了していること
- イ 受付は独立した場所で行い、受付は1人ずつ行い、受付待ちとの距離をとり、パーテーション等で区切ること
- ウ 受診票の問診項目に記載漏れが無い確認すること。また、記載台を受付待ちの列との距離をあけて設置し、記入例を置くこと

エ 未印字の受診票を用意しておくこと

オ 業務を行う際は、既往歴等、特にプライバシーに関わる内容については、周囲への配慮を十分行うこと

② 健康診断業務

ア 健康診断の当日は、実施前に機器等が正常に作動するかの確認をすること

イ 女性が受診する際には、特にプライバシーに配慮すること

ウ 検査方法については、下記のとおり実施すること

A 尿検査

a 採尿容器（スピッツ）を人数分用意し、事前に配布できるようにすること

b 採尿容器（スピッツ）の使用方法及び採取方法がわかるように説明書の同封等を行うこと

c 当日会場で採取する教職員に対しては、受付にて紙コップと採尿容器（スピッツ）を配布すること

d 回収した尿は、他者のものと混同しないよう、確実に取り計らうこと

B 身体測定

a 体重計はデジタルのもので、計量測定に合格したものをを用いること

b 体重測定の際には、衣服の重さを考慮し適切な重さを差し引くこと

c 測定単位は、身長は cm、体重は kg とし、小数点以下第 1 位まで求めること

d 測定時には、受診者のプライバシーに十分配慮した設置場所にする

C 視力検査

a 検査器を 1～2 台以上用意すること。

b 5 m 視力を左右片眼ずつ、裸眼または矯正を検査すること

c 測定単位は、小数点以下第 1 位まで求めること

d 測定は 0.1 までとし、0.1 未満の場合は 0.1 未満とすること

D 血圧測定

a 血圧計を 1～2 台以上用意すること。

b 血圧計は自動式のものでも良いが、異常値（収縮期 130 以上または拡張期血圧 80 以上）を示した場合、再度測定すること

E 聴力検査

会話による応答状況で行うこと

F 医師の診察

a 問診、視診、聴打診と必要に応じて触診を行うこと

b 診察待ちの者や隣のブース等に診察の声が漏れないよう十分に配慮すること

c 診察は、当日に結果が出る検査に基づき、医師が診察、結果説明及び保健指導を行う

G その他

- a 受診中に不測の事態が起こった場合は、看護師または保健師の資格を持った者が、対応を行うこと

(7) 後片付け

- ① 健康診断終了後は、速かに撤収し、確実に施錠をして鍵を返却すること。最終日は、必ず会場を元の状態に戻すこと
- ② 健康診断業務において発生した廃棄物は、受託者が適正に処分すること

(8) 報告について

- ① 健康診断の各日終了後、健康診断の実施状況（受診者名・特記事項等）を報告すること
- ② 健康診断会場別受診者数については、健康診断全日程終了後、速やかに報告すること

(9) 判定方法及び結果について

- ① 当健康診断における検査結果の判定、医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、判定方法について、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること。また、判定基準を委託者に示すこと
- ② 判定への問い合わせは、受託者が対応すること

(10) 健康診断の事後措置

- ① 緊急に医療機関への受診勧奨を行う者に対し、検査結果を表記した緊急連絡票と対象者リストを作成し、各受診日から 1 週間以内に、委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行うこと
- ② 健康診断結果の報告について
診断結果は、個人通知用、事業所用、電子データ（エクセル）を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。その様式は、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること

(11) 健康診断結果通知書について

各種健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、事前に委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は、各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後 3 週間以内に提出すること

7 鉛健康診断

※別紙 1 (18) (19)

(1) 対象者及び検査項目

① 対象者は、「鉛中毒予防規則」に基づく鉛業務従事者であること

② 検査項目は、下記のとおりとする

ア 問診（自記、面接）

イ 血液検査（血中鉛、必要に応じ貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリン検査、神経内科学的検査を含む）

ウ 尿検査（デルタアミノレブリン酸）

※採尿容器（スピッツ）は受診票に同封すること

(2) 実施時期及び実施場所

定期健康診断・特定業務従事者健康診断と同時に実施するが、期間内に受診できなかった者は、受託者の健康診断機関にて実施すること

(3) 結果について

結果は、上記ア～ウの結果を一覧表にして委託者の各キャンパス担当者に提出すること

8 上記検査に含まれる単独検査

※別紙 1 (20) ～ (53)

前記 1～4、6、7 の健康診断業務の検査項目の 1 つとして実施する場合は、重複して個別の検査料を算定しないが、単独で実施する場合には、単独の検査料を請求できる。

委託料については、請求書に健康診断受診者リストを作成し、添付すること

9 遺伝子組み換え実験従事者健康診断（年1回）

※別紙1（54）（55）

（1）対象者及び検査項目

- ① 対象者は、遺伝子組み換えの封じ込めレベルや宿主ベクター系を使用した実験に従事する教職員とする
- ② 検査項目は、下記のとおりとする
 - ア 問診（自記、面接）
 - イ 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）
 - ウ 視力検査（遠方）
 - エ 聴力検査（会話法）
 - オ 胸部 X 線撮影
 - カ 血圧測定
 - キ 腎機能検査（尿蛋白、クレアチニン）
 - ク 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP）
 - ケ 痛風検査（尿酸値）
 - コ 代謝機能検査（尿糖、空腹時血糖、HbA1c）
 - サ 血清脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - シ 血液系検査（赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット）
 - ス 診察（医師による診察）

（2）実施時期及び実施場所

定期健康診断・特定業務従事者健康診断と同時に実施するが、期間内に受診できなかった者は、受託者の健康診断機関にて実施すること

（3）結果について

結果は、上記ア～スを一覧表にして委託者の各キャンパス担当者に提出すること

10 胃検診（ABC 検査）（年 1 回）

※別紙 1（56）

（1）対象者及び検査項目

- ① 対象者は、25 歳、30 歳、35 歳など 5 歳刻みの者を対象とする。
- ② 対象者を抽出し、ABC 検診問診票を同封する。または、受診票の問診欄に追加する。定期健康診断の受付または問診において、ピロリ菌の除菌治療歴などを確認し、検査対象となる者とならない者を分別した上で、検査対象に該当する者にのみ検査を実施すること
- ③ 検査項目は、血液検査によるヘリコバクターピロリ IgG 抗体検査とペプシノゲン検査を組み合わせたものとする

（2）実施時期及び実施場所

実施時期や実施場所については、定期健康診断に準じるものとし、定期健康診断と同時に実施するものとする。個別に直接健康診断機関に行って受診する場合も、健康診断機関において検査対象者か否かを確認した上で実施すること

（3）結果について

診断結果は、個人通知用、事業所用及び電子データ（エクセル）で提出するものとし、定期健康診断の結果と同時に委託者の各キャンパス担当者へ提出すること。また、検査結果の表示内容については委託者と協議の上、決定すること

（4）委託料の請求について

委託料の請求については、定期健康診断の請求と同時に行うこと。なお、実際に胃検診を実施した人数分のみ請求すること

1 1 ・ 1 2 高気圧業務健康診断・水道技術者健康診断

※別紙 1 (57) ～ (59)

(1) 対象者及び検査項目

① 高気圧業務健康診断

ア 対象者は、潜水業務に従事する教職員

イ 検査項目は、次のとおりとする

- a 問診（自記、面接）
- b 四肢の運動機能の検査
- c 鼓膜および聴力の検査
- d 血圧
- e 尿検査（糖・蛋白）
- f 肺活量
- g 診察（医師による診察）

② 水道技術管理者健康診断

ア 対象者は、水道業務に従事する教職員

イ 検査項目は、次のとおりとする

- a 糞便塗抹検査（赤痢、サルモネラ（腸チフス・パラチフス菌）、大腸菌 O157）

(2) 実施時期及び実施場所

定期健康診断・特定業務従事者健康診断と同時に実施するが、期間内に受診できなかった者は、受託者の健康診断機関にて実施すること

(3) 手順について（健康診断機関にて受診の場合）

- ① エクセルにて対象者データを受託者に提供するので、本人からの電話予約があれば速やかに対応すること。また、健康診断機関の地図や受診票等を納品すること
- ② 日程決定後の変更については、受託者が直接対象者から連絡を受け、別日程を案内すること
- ③ 健康診断受付や受診方法については、健康診断機関で定められたとおりとする

(4) 報告について

当日の受診者名を委託者に報告すること

(5) 判定方法及び結果について

- ① 各種健康診断における検査結果の判定、医師コメントは、基本的に受託者の基準によるが、判定方法について、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。また判定基準を委託者に示すこと
- ② 判定への問い合わせは、受託者が対応すること

(6) 健康診断の事後措置

- ① 緊急に医療機関への受診勧奨を行う者に対し、検査結果を表記した緊急連絡票と対象者リストを作成し、各受診日から1週間以内に、委託者の各キャンパス担当者に提出すること。対象者の抽出については、受託者の基準において行う
- ② 二次検査が必要な者については、早急に委託者の各キャンパス担当者に連絡し、二次検査を受けられる状況にすること

(7) 健康診断結果の報告について

- ① 診断結果は、個人通知用、事業所用、電子データ（CSV形式）を委託者に提出すること。その様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること
- ② 有所見と判断された者の個人票及び対象者リストを作成すること

(8) 健康診断結果通知書について

各種健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は、委託者にすみやかに提出すること

1.3 小児期感染症抗体価検査・ウイルス肝炎検査

※別紙1（46）～（48）・（60）

(1) 対象者及び検査項目

- ① 対象者は、医療機関にて実習等を行う教職員とする
- ② 検査項目は、次のとおりとする
 - a 4種抗体検査
(EIA法：麻疹・水痘・ムンプス・風疹)
 - b HBs抗原（凝集法）
 - c HBs抗体（凝集法）
 - d HCV抗体

(2) 実施時期及び実施場所

各キャンパス担当者と別途協議の上決定することとする

(3) 結果について

診断結果は、個人通知用、事業所用及び電子データ（CSV形式）で提出するものとし、定期健康診断の結果と同時に委託者の各キャンパス担当者へ提出すること。また、検査結果の表示内容については委託者と協議の上、決定すること

14・15 りんくうキャンパス在学生定期健康診断・特殊健康診断

※別紙1（61）～（68）

（1）実施日時及び受診者数（概数）

学生健康診断実施計画書（別紙4）によるが、詳細については別途協議を行うこととする

（2）検査項目

学生健康診断検査項目（定期・特殊）（別紙5）のとおり

（3）実施までの手順

① 事務打合せ及び受診票について

- ア 本委託業務を円滑に行うために、健康診断実施前に十分な事前打合せを行うものとする。
なお、打ち合わせ時には会場の視察を行い、健診会場のレイアウト、順路や電源の位置、レントゲン車の駐車場所等を確認しておくこと
- イ 受託者は、本委託業務の円滑な実施を図るための事務担当者を決定し、契約締結後、速やかにその者の氏名を報告すること
- ウ 委託者は、担当者よりエクセルの受診者のデータ（健康診断種別、所属学科組織名称、学籍番号、学年、氏名、フリガナ、性別、生年月日、入学年月日）を受託者に提供するので、2週間以内に必要事項印字済みの受診票をりんくうキャンパス事務所に納品すること
- エ 受診票の出力順については、委託者が作成したエクセルデータの順に従うこと。なお、受診票の納品時には、白紙の受診票を30部程度、併せて納品すること。また、受診票が汎用である場合は、健康診断項目をわかりやすく表示し、受診者の混乱のないようにすること

（4）健診会場の設営について

- ① 健診会場の設営は指定日時に受託者が行き、健診実施に支障のないようにすること。設営の詳細は、事前に委託者と協議し、設営後は委託者の確認を受けること
- ② 胸部 X 線検査は、健診種別ごとに1台以上のレントゲンバスを使用して設営すること。なお、電源の確保については、別途協議すること
- ③ 健診に必要な机、椅子、受診にかかる順路、案内等の掲示をはじめ、胸部 X 線撮影時の衣服着脱用テントおよび内外の机、椅子などは受託者で用意すること
- ④ 胸部 X 線撮影時に、衣服の着脱のためにレントゲンバスの前にテントを設営し、撮影が円滑に行えるようにすること
- ⑤ 健康診断受診票の問診記入用の机（台）の設営は事前に委託者と協議し、設営後は委託者の確認を受けること
- ⑥ 健診従事者には、事前に業務内容の説明を行い、業務遂行に支障のないようにすること
- ⑦ 健診に必要とするすべての機器（レントゲンバスを含む）については、正常に作動するかを事前に確認しておくこと。異常や故障のあるときは、速やかに代替機器を手配し、健診の実施に支障のないようにすること

(6) 健診診断の実施について

① 受付業務について

- ア 受付場所の設営は事前に委託者と協議し、設営後は委託者の確認を受けること
- イ 受付開始前から学生が廊下等に並ぶときは、会場の詳細図を参考に並ばせること。行列が長い場合は、ロープ、カラーコーン等を使用して通行人の障害にならないように蛇行させるなどして列を整えること

② 健康診断業務について

- ア 健診項目の順番については、事前に委託者と協議し、委託者の確認を受けること
- イ 受診票の取り扱いについては、委託者と協議のうえ業務に支障がないようにすること
- ウ 健康診断受診票に直接記入する健診の結果については、誤読の恐れのある数字（0 と 6、1 と 7、3 と 8 など）を分かりやすく記載すること。また、記入漏れや記入誤りがないか複数人で確認すること
- エ 「健康診断受診票」に記載の氏名・生年月日・学籍番号等により、学生本人であることを確認すること
- オ 「健康診断受診票」が複数枚にわたる場合は、紛失しないよう管理を徹底すること

A 身長・体重測定

- a 身長・体重測定計身長体重計を 1 台以上もしくは身長計・体重計を各 1 台以上設置し、計測員により実施すること
- b 手荷物等の置き場所を設けること

B 尿検査

- a 採尿容器（スピッツ）は、使用方法が簡易で、利便性に優れているものを用意すること。当日会場で採取する学生に対しては、受付にて紙コップと採尿容器（スピッツ）を配布し、採尿容器（スピッツ）の番号は受付番号と同一にするなどして、他者のものと混同しないように確実に取り計らうこと
- b 試験紙法により、糖・蛋白・潜血の 3 項目を検査すること
- c 尿検査は即時行い、看護師または臨床検査技師を各 1 名以上配置し、プライバシー保護に十分配慮して実施すること。実施の詳細および即時実施が難しい場合は別途協議のうえ実施すること
- d 検査は、委託者が指定する学年についてのみ行うこと
- e 検査で使用した尿、検尿コップ、採尿容器（スピッツ）は受託者において適正に処分すること
- f 混雑時は、誘導係を設置するなどして、混雑の緩和に努めること

C 視力検査

- a 検査は、委託者が指定する学年についてのみ行うこと
- b 視力検査器を 1 台以上設置し、看護師または臨床検査技師を配置して実施すること

D 内科診察（聴力・会話法含む）

- a 診察室は、男女別に各 1 室以上設営し、プライバシーの保護に十分配慮してすること。
- b 内科診察会場には、男子診察室・女子診察室ごとに看護師を常時 2 人待機させ、各診察室または待合室に学生をスムーズに振り分けること
- c 女子の内科診察には、可能な限り女性医師を配置すること
- d 内科診察受診前に、検尿を含むそれまでの受診項目に漏れがないかを確認すること。

漏れのある場合は、学生に漏れの検査項目の受診を必ず指示すること

- e 健康診断受診票の「問診票」や「個人情報提供の同意書」の回答欄に漏れがないかを確認し、漏れのある場合、記入を指示すること
- f 内科診察後、医師の押印またはサインがあるかを必ず確認すること。ない場合は、戻って押印またはサインをもらうよう学生に指示すること

E 胸部 X 線検査

- a 希望する学生には、プロテクターを装着できるよう準備しておくこと
- b レントゲンバスは健診種別ごとに 1 台以上用意し、放射線技師を配置して設営すること
- c 本人の都合でレントゲンを受診しない学生については、判別できるように、レントゲン番号欄に「未受診」と記入し、再検査の回収箱にのせるなどして分けておくこと
- d 撮影は、デジタル撮影方式により行い、データは委託者が閲覧できる形式を別途協議すること
- e 胸部 X 線写真の鮮鋭度および完成度は、診断に適する一定基準以上とし、高圧、または準高圧撮影を行うこと
- f レントゲンバス内では、脱衣・待機者が被ばくしないことを確認して撮影すること
- g 胸部 X 線写真の読影は、必ず 2 人以上の医師で行うこと。また、読影で所見があるときは、データ番号、部位、所見、判定の一覧表およびスケッチ図を作成し、提出すること。また、この一覧表には読影した医師全員の印を押印すること
- h デジタル撮影によるデータは、DVD-RAM または DVD-R で、各健診終了後 2 週間以内に本学へ全件納品すること
- i 所見の一覧表は、別データとして下表の CSV 形式ファイルにして、CD-R で納品すること

項目名	書式	桁数	記入例	備考
レントゲン番号	数字（半角）	5 桁	00001	
受診日	数字（半角）	8 桁	20240407	（※ 1）
結果	数字（半角）	1 桁	0	0：異常なし（※ 2） 1：異常あり
所見	漢字（全角）	30 桁	所見内容	可変長文字列 （改行は入力しない）

※ 1 受診日は、下 4 桁「20240407（4 月 7 日）」とする

※ 2 結果の「0：異常なし」には「有所見健康」を含む

- j テストを行うため、業者決定後、サンプルデータ（一部は所見つき）を作成して、委託者の確認・了承を得ること
- k 医師による読影の結果、感染症が疑われる場合、または、早期に精密検査が必要と判断した場合は、該当者の撮影データならびに所見用紙を速やかに納品すること
- l 読影終了後、すべての有所見者（有所見健康を含む）についての「胸部 X 線所見連絡票」を納品すること

F 心電図検査

- a 心電計は 1 台以上用意し、1 台ずつパーテーションで仕切ること
- b 安静時標準心電図を記録すること
- c 検査台として、簡易ベッドを用意すること

- d 測定は、原則上半身脱衣の状態で、靴下は脱いで行うこと
- e 腕時計、ブレスレット、ネックレス等は、必ずはずして受診させること
- f 検査場所は、男女の区別を明確に表示するなど、プライバシーに細心の注意を払い実施すること。また、前の受診者が着替えていないかを確認のうえ、ブースの中に案内すること
- i 更衣スペースを十分に確保すること

G 血液検査

- a 採血による気分不良、意識消失の恐れがある場合、もしくは本人の申し出があった場合、臥床での採血を行うこと。
- b 採血番号は、受付番号と同一とするなどして、他者のものと混同しないように確実に取り計らうこと
- c 採血後、止血確認を実施すること
- d 止血のための脱脂綿（感染系廃棄物）を捨てるためのゴミ箱を用意し、持ち帰ること
- e アルコール禁忌の者のため、他の消毒液を用意すること
- f 採血事故があった場合には、速やかに対応措置を講じ、委託者に連絡するとともに、その後の対応について協議すること

H 血圧測定

- a 血圧計は健診種別ごとに2台以上用意すること。異常値（収縮期 130 以上または拡張期血圧 80 以上）を示した場合、一定時間を置いてから再度測定すること。また、受付後適度な時間が経過していることを確認してから血圧測定をすること

(7) 健康診断受診票の確認（所見・健診項目の確認）

- ① 「健康診断受診票」の確認コーナー（所見・健診項目の確認）を設営すること
- ② 「すべての健診項目を受診しているか」を確認すること。受診に漏れのある場合は、学生に指示して漏れのある健診項目を受診させること

(8) 再検査の指示

- ① 「再検査指示コーナー」を設営すること
- ② 尿検査および内科診察の所見等で異常が認められた受診学生には、本学で実施する再検査を受診するよう案内すること
- ③ 再検査指示コーナーでは、パーテーションを設置するなどして、プライバシー保護に十分配慮して実施すること
- ④ 再検査の「健康診断受診票」に「再検査」と印字できるスタンプを用意し押印する、またはマーカーペンで印をつけるなど、漏れることがないように確実に取り計らうこと
- ⑤ この業務については、看護師または保健師の資格を持った者が行うこと
- ⑥ 上記①から⑤の実施が難しい場合は、実施方法について別途協議のうえ実施すること

(9) 健康診断受診票の回収

- ① 「健康診断受診票」の回収は、委託者と協議のうえ業務に支障がないようにすること。ただし、新入生健康診断時には以下のとおりとすること
- ア 「健康診断受診票」は、胸部 X 線撮影時にレントゲンバス内で回収すること
- イ 回収した「健康診断受診票」は、レントゲン番号順に並べておくこと
- ウ 再検査の「健康診断受診票」は、別途、まとめておくこと

(10) 備品・検査機器等の準備について

- ① 健康診断に必要な備品（会場案内用の看板、男女内科診察に必要なパーテーション、スクリーン、日付用ゴム印、血圧計、聴診器、舌圧子、ペンライト、マスク、ウェットティッシュ、バスタオル、手指消毒剤、レントゲン撮影時に着替えエリアを設置するためのテント、サーキュレータ、レントゲン撮影時のプロテクター、レントゲン撮影時の検査衣（Tシャツなどを複数枚）、内科診察・受付等の文房具類、朱肉、ゴミ袋、ロープ、カラーコーン、養生テープ等）一式を用意すること。また、業務にかかる機器の搬入、運搬等の委託にともなう諸経費は、受託者が負担すること
- ② 備品・検査機器等については、仕様書記載のとおり用意できない場合は、健診を滞りなく実施できることを前提に委託者と協議できるものとする

(11) 健診実施後の処理

- ① 健診終了後、1 日の胸部 X 線検査・撮影件数および検査項目ごとの検査件数と未受診者を委託者に報告すること
- ② 健診の終了時は、学生の受診終了を確認の上、撤収作業に入り、すべての備品を元の場所に戻し、委託者の確認を受けること
- ③ 健診中に出たゴミは、受託者において持ち帰り適正に処分すること
- ④ 胸部 X 線検査をはじめ、健診結果において要再検査者が判明した場合は、速やかに委託者に報告すること

(12) 健康診断結果の報告について

- ① 診断結果は、個人通知用、事業者用及び電子データ（エクセル）を委託者の各キャンパス担当者に提出すること。また、その様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること
- ② 各種健康診断における診断結果は、個別の診断結果を表示することとし、様式は、初回健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること。また、結果通知書は各キャンパス担当者に健康診断全日程終了後 2 週間以内に提出すること
- ③ 本学で行う学校医の事後保健指導において、対象となる者が分かるように「要医師指導」と区別しておくこと

(13) 健診の特記事項

- ① 受診人数は、概数であり、委託者の都合により増減することがある

- ② 会場詳細図および指示書については、受託者の決定しだい配付する
- ③ 本契約は、検査項目別の単価契約とし、受診者の実数分のみ支払うこととする。請求は、健診結果の報告が適正に行われ、委託者の検査確認が終了しだい速やかに行うこと。請求書の作成にあたっては、事前に委託者の確認を取ること
- ④ 関係資料については、健診実施の翌年度から 5 年間保管すること。保管期間中に、委託者から借用の申し出があった場合、速やかに対応すること。なお、保管期限を過ぎたものについては、受託者は責任を持って廃棄すること
- ⑤ 健診に関するトラブルについては適切に対応し、速やかに委託者へ報告すること
- ⑥ 車いす等の障がいのある学生が受診する際には、適切な配慮を行うこと
- ⑦ 委託者が指定した学生の胸部 X 線検査については、その検査結果を速やかに報告すること。異常が発見された場合は、ただちに委託者に連絡するとともに、その検査データを CD-R 等により報告すること
- ⑧ 健診業務の一部を他の業者に再委託することを禁止する。ただし、書面により事前に委託者の承諾を得た場合はこの限りでない
- ⑨ 感染症対策等については、受診者の接触する箇所のこまめな消毒等による健診会場の安全環境の確保および当日の従事者に対する健康管理、教育（業務内容）等にかかる周知徹底を十分に図ること
- ⑩ 健診の実施日時、会場については、天災等のやむを得ない事情のあるときは協議の上、変更することができるものとし、また感染症等の発生・流行の恐れがあり、委託者が検査に支障をきたすと判断した場合は、委託者および受託者の双方が協議のうえ、契約を解除できるものとする
- ⑪ 健診を実施する際、健康診断受診票の確認や相談を受付ける人員を配置すること
- ⑫ レントゲンバス等の車両が入構する際には、事前に入構許可を得ること
- ⑬ 定期健康診断未受診者の健康診断を行う場合は、委託者の事業所より交通至便のよい健康診断機関において受診できるようにし、受診予約をスムーズに取れるように配慮すること。また、受診予定者が、直接、電話等で予約・キャンセルできるようにしておくこと

1 6 工業高等専門学校学生定期健康診断

※別紙 1 (67) ～ (72)

(1) 実施日時及び受診者数 (概数)

日 程 (予定)	時 間	受診予定人数	受診学年
2026 年 4 月 7 日 (予定)	9:00～16:30	800	全学年

(2) 実施場所

大阪公立大学工業高等専門学校 校内

(住所：大阪府寝屋川市幸町 26-12)

(3) 検査項目

下表「○」の検査項目を実施すること

対象学年 (人数)		委託検査項目						
		胸部 X 線検査	心電図検査	尿 検 査	身長	体重	視力	聴力
本科	1 年 (160)	○	○	○	○	○	○	○
	2 年 (160)			○	○	○	○	
	3 年 (160)			○	○	○	○	○
	4 年 (160)			○	○	○	○	
	編入 (10)	○	○	○	○	○	○	○
	5 年 (160)			○	○	○	○	○
	要管理 (70)	※ 1	○					

※ 1 要管理者 (胸部 X 線検査) の詳細は、対象者が発生した際に、別途協議する

(4) 実施内容

① 受診票について

- ア 委託者より受診者名簿のデータ (学籍番号、学年、クラス、出席番号、氏名、フリガナ、性別、生年月日、受診予定の検査項目) を提供するので、受託者は、健康診断実施日 1 週間前までに、必要事項を印字した受診票を納品すること
- イ 受診票には、当該学生が受診する検査項目を明記すること
- ウ 受診票は、委託者が提供したデータの順に従い、クラスごとに分けて納品すること。なお、受診票の納品時には、受診票紛失者対応用に、白紙の受診票 15 部程度を一緒に納品すること

② 健康診断会場の設営について

- ア 会場の設営は受託者が行い、健康診断の実施に支障のないようにすること。設営の詳細は、事前に委託者と協議し、受託者は設営予定図を作成し、提出すること。なお、当日、設営後は委託者の確認を受けること
- イ レントゲンバス、検査機器、測定機器は、「各検査の必要検査機器数」(別紙 6) の台数を準備すること。なお、電源の確保については、別途協議すること
- ウ 健康診断の実施に必要とするすべての機器等 (レントゲンバスを含む) については、正常に作動するかを事前に確認しておくこと。健康診断実施中に異常や故障の生じたときは、速やかに代替機器を手配し、健康診断の実施に支障のないようにすること

③ 備品・検査機器等の準備について

- ア 健康診断に必要な備品（会場案内用の看板、パーテーション、スクリーン、日付用ゴム印、マスク、ウェットティッシュ、バスタオル、手指消毒剤、レントゲン撮影時に着替えエリアを設置するためのテント、サーキュレータ、レントゲン撮影時のプロテクター、レントゲン撮影時の検査衣（Tシャツなどを複数枚）、文房具類、朱肉、ゴミ袋、ロープ、カラーコーン、養生テープ等）一式を用意すること。また、業務にかかる機器の搬入、運搬等にもなう諸経費は、受託者が負担すること
- イ 備品・検査機器等を仕様書記載のとおり用意できない場合は、滞りなく実施できることを前提に委託者と協議できるものとする

④ 健康診断当日の業務について

健康診断当日の業務については、下記のとおり実施すること

- ア 受託者は、すべての健康診断業務従事者に、事前に業務内容の説明を行い、業務遂行に支障のないようにすること
- イ 受付業務
 - a 受付場所の設営は事前に委託者と協議し、設営後は委託者の確認を受けること
 - b 学生を廊下等に並ばせる際は、ロープ、カラーコーン等を使用して通行人の妨げにならないように、蛇行させるなどして列を整えること
- ウ 健康診断の順路等
 - a 検査項目の受診順については、事前に協議し、委託者の確認を受けること
 - b 各検査項目の受診時には、受診票に記載の氏名・生年月日・学籍番号等により、学生本人であることを確認すること
 - c 受診票回収のタイミング、配布や回収方法等の受診票の取り扱いについては、委託者と協議のうえ業務に支障がないようにすること
 - d 受診票が複数枚にわたる場合は、紛失しないよう管理を徹底すること
 - e 受診票の回収時には、「すべての項目を受診しているか」を確認し、受診漏れのある場合は、学生に指示をして、漏れのある項目を受診させること
 - f 受診票に結果を直接記入する場合は、誤読の恐れのある数字（0と6、1と7、3と8など）を分かりやすく記載すること。また、記入漏れや記入誤りがないか複数人で確認すること
 - g 各検査項目の会場に、1名以上の誘導担当者を配置し、場内の案内及び順路の誘導を行うこと
- エ 身長・体重測定
 - a 計測機器は「各検査の必要検査機器数」（別紙6）に記載の台数設置し、計測員により実施すること
 - b 手荷物等の置き場所を設けること
- オ 視力検査
 - a 検査機器は、「各検査の必要検査機器数」（別紙6）に記載の台数を設置して、看護師または臨床検査技師を配置して実施すること
 - b 学生に、眼鏡やコンタクトレンズを常用しているかを確認し、常用者については、矯正視力のみ測定すること
- カ 聴力検査

- a 聴力検査については、指定した学生についてのみ実施すること
- b 検査場は、正常聴力者が 1000Hz、25dB の音を明瞭に聞きうる環境を整えること
- c オーディオメーターを用いて検査し、まず 1000Hz、30dB の音を聞かせ、音を断続し、合図が確実であれば、4000Hz、25dB に切り替え、同様に音を断続し、検査すること。左右各別に聴力障害の有無を明らかにすること
- d なお、検査機器は「各検査の必要検査機器数」(別紙 6)に記載の台数を設置すること

キ 胸部 X線検査

- a 胸部 X検査については、指定した学生についてのみ実施すること
- b レントゲンバスを「各検査の必要検査機器数」(別紙 6)に記載の台数用意すること。
- c 希望する学生には、プロテクターを装着できるよう準備しておくこと
- d 胸部 X線検査は、放射線技師を配置して、責任医師の指示のもと実施すること
- e 撮影は、デジタル撮影方式で行い、データは委託者が閲覧できる形式を別途協議すること
- f 胸部 X線写真の鮮鋭度および完成度は、診断に適する一定基準以上とし、高圧、または準高圧撮影を行うこと
- g レントゲンバス内では、脱衣・待機者が被ばくしないことを確認して、撮影すること
- h 衣服の着脱のために、レントゲンバスの前にテントを設営し、撮影が円滑に行えるようにすること
- i 胸部 X線写真の読影は、必ず 2 人以上の医師で行うこと。また、読影で所見があるときは、データ番号、部位、所見、判定の一覧表およびスケッチ図を作成し、提出すること。この一覧表には読影した医師全員の印を押印すること
- j 医師による読影の結果、感染症が疑われる場合、または、早期に精密検査が必要と判断した場合は、速やかに結果等を納品すること
- k デジタル撮影によるデータは、DVD-RAMまたはDVD-Rで、撮影終了後 2 週間以内に全件納品すること。また、有所見者については、別途、受診等の持参用に、該当者の撮影データを DVD-RAMまたはDVD-Rで提供すること
- l 学内で実施する保健調査の結果や学校医の指示により、新たに胸部 X線検査の受診が必要となった学生が発生した場合は、後日医療機関等で検査を受けられるよう手配すること。その際の受診者名簿の受け渡しについては、対象者が発生したときに、別途協議する

ク 心電図検査

- a 心電図検査については、指定した学生についてのみ実施すること
- b 心電計を「各検査の必要検査機器数」(別紙 6)に記載の台数用意すること。その際、1 台ずつ検査ブースをパーティションで仕切ること
- c 安静時標準 12 誘導心電図を記録すること
- d 検査台として、簡易ベッドを用意すること
- e 測定は、原則上半身脱衣の状態で、靴下は脱いで行うこと
- f 腕時計、ブレスレット、ネックレス等は、必ず外して受診させること
- g 検査場所は、男女の区別を明確に表示するなど、プライバシーに細心の注意を払い実施すること。また、前の受診者が着替えていないかを確認のうえ、次の受診者をブースの中に案内すること
- h 更衣スペースを十分に確保すること
- i 心電図波形のデータを、DVD-RAMまたはDVD-Rで、検査終了後 2 週間以内に全件納品すること。また、有所見者については、別途、受診等の持参用に、該当者の波形データを DVD-RAMまたはDVD-Rで提供すること

- j 心電図検査の結果、学校での定期健康診断において、経過の観察が必要な学生については、「(5) -②」で指定する様式の他に、「学校生活管理指導表」を発行すること
- k 学内で実施する保健調査の結果や学校医の指示により、新たに心電図検査の受診が必要となった学生が発生した場合は、後日医療機関等で検査を受けられるよう手配すること。その際の受診者名簿の受け渡しについては、対象者が発生したときに、別途協議する

ケ 尿検査

- a 一次検査および二次検査を実施し、合計で3回の回収日を設けること
- b 検査日程、検査方法等の詳細は、「特記仕様書（工業高等専門学校 尿検査）」（別紙7）のとおりとすること

コ 実施後の処理

- a 健康診断終了後、当日中に、検査項目ごとの検査実施件数と未受診者の一覧を作成し、委託者に報告すること。その際、検査項目の一部を省略した場合（視力を片眼のみ検査、身長・体重は骨折で立位不可のため省略した、胸部 X 線検査の受診を拒否した等）は、必ず委託者に報告すること
- b 健康診断の終了は、学生の受診終了を確認の上、撤収作業に入り、すべての備品を元の場所に戻し、委託者の確認を受けること
- c 健康診断実施中に出たゴミは、受託者において持ち帰り処分すること

(5) 健康診断結果の報告

- ① 胸部 X 線検査をはじめ、診断結果において要再検査者が判明した場合は、速やかに委託者に報告すること
- ② 診断結果は、個人通知用封書、事業者用の検査項目別の結果一覧表及び電子データ（エクセル）を委託者に提出すること。また、その様式は、健康診断実施までに委託者と協議のうえ承認を得ること
- ③ 診断結果の電子データ（エクセル）は、「データレイアウト（工業高等専門学校）」（別紙8）を参照のうえ、委託者が提供した受診者名簿の順に従い作成すること。また、未受診者についても一覧データに含め、未受診である旨を明記すること。なお、電子データの様式については、健康診断開始までにサンプルデータ（一部は所見つき）を作成し、委託者の確認・了承を得ること
- ④ 事業者用の検査項目別の結果一覧表は、「結果一覧表レイアウト（工業高等専門学校）」（別紙9）を参照の上、委託者が提供した受診者名簿の順に従い、クラス別に作成すること。また、未受診者についても一覧表に含め、未受診である旨を明記すること
- ⑤ ②で指定した各種健康診断結果および、心電図検査で経過観察となった学生の「学校生活管理指導表」は、各検査項目終了日から起算して2週間以内に納品すること

(6) 特記事項

- ① 受診人数は、概数であり、委託者の都合により増減することがある
- ② 会場詳細図については、受託者の決定しだい配付する
- ③ 本契約は、検査項目別の単価契約とし、受診者の実数分のみ支払うこととする。請求は、健康診断結果の報告が適正に行われ、委託者の検査確認が終了しだい速やかに行うこと。請求書の作成にあたっては、事前に委託者の確認を取ること
- ④ 関係資料については、健康診断実施の翌年度から5年間保管すること。保管期間中に、委託者から借用の申し出があった場合、速やかに対応すること。なお、保管期限を過ぎたものについては、受託者が責任を持って廃棄すること
- ⑤ 健康診断に関するトラブルについては適切に対応し、速やかに委託者へ報告すること

- ⑥ 車いす等の障がいのある学生が受診する際には、適切な配慮を行うこと
- ⑦ 健康診断業務の一部を他の業者に再委託することを禁止する。ただし、書面により事前に委託者の承諾を得た場合はこの限りではない
- ⑧ 感染症対策等については、受診者の接触する箇所のこまめな消毒等を実施し、会場の安全環境の確保に努めること。また、当日の従事者に対する健康管理、教育（業務内容）等にかかる周知徹底を十分に図ること
- ⑨ 健康診断の実施日時、会場については、天災等のやむを得ない事情のあるときは、協議の上、変更することができるものとする。また、感染症等の発生・流行の恐れがあり、委託者が検査に支障をきたすと判断した場合は、委託者および受託者の双方が協議のうえ、契約を解除できるものとする
- ⑩ 健康診断を実施する際、受診票の確認や受診者からの相談を受け付ける人員を配置すること
- ⑪ レントゲンバス等の車両が入構する際には、事前に入構許可を得ること
- ⑫ 定期健康診断未受診者の健康診断は、「仕様詳細 1- (2) -③」の工業高等専門学校教職員定期健康診断にて、実施すること。医療機関で行う場合は、委託者のキャンパスより交通至便なところで、学業に支障のない時間帯に受診できる（土曜日も受診できることが好ましい）医療機関を設定し、受診予約はスムーズに取れるように配慮すること。また、受診予定者が、直接、電話等で予約・キャンセルできるようにしておくこと
- ⑬ 大阪府個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱うこと
 - ア データの秘密保持に努めること
 - イ データは、本業務のみに利用するものとし、第三者に提供してはならない
 - ウ データの複写および複製を禁ずる
 - エ 万一、データに係る事故が発生した場合、速やかに委託者に報告すること
 - オ データの管理体制については、必ず委託者に報告すること

(7) その他

- ① 定期健康診断の実施には、受付・受診票の配布、問診票の記入説明、レントゲン撮影・誘導などに、定期健康診断業務が滞りなく実施できる人数の要員を配置すること
 - ※ 従事者の役割分担は、状況に応じて柔軟に対応できるものとする
- ② 各種健康診断の受診は、年度末（3月31日）に結果納品が可能な時期まで、受診可能とすること
- ③ いくつかの検査をまとめセット化している検査項目の請求書については、セット化した単位で単価及び件数を明記すること
- ④ この仕様書に疑義が生じた場合、あるいは定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めることとする。なお、契約締結後、本仕様書はすべて委託者の解釈によるものとする

2026 年度 各種健康診断の種別及び単独検査名と実施予定人数

		健康診断種別	実施区分	予定人数
1	(1)	第 1 種定期健康診断業務		153
	(2)	第 1 種定期健康診断業務（レントゲンなし）		8
	(3)	第 2 種定期健康診断業務		555
	(4)	第 2 種定期健康診断業務（レントゲンなし）		4
	(5)	雇入れ時健康診断業務		36
	(6)	雇入れ時健康診断業務（レントゲンなし）		1
2	(7)	電離放射線健康診断業務	〔(1) ～ (6) ・ (17) ・ (54) ・ (55) と同時実施〕	109
	(8)	電離放射線健康診断業務	〔単独実施〕	16
	(9)	電離放射線健康診断業務（血液検査なし）	〔(1) ～ (6) ・ (17) ・ (54) ・ (55) と同時実施〕	107
	(10)	電離放射線健康診断業務（血液検査なし）	〔単独実施〕	14
	(11)	有機溶剤健康診断業務	〔(1) ～ (6) ・ (17) ・ (54) ・ (55) と同時実施〕	212
	(12)	有機溶剤健康診断業務	〔単独実施〕	92
	(13)	特定化学物質健康診断業務	〔(1) ～ (6) ・ (17) ・ (54) ・ (55) と同時実施〕	126
	(14)	特定化学物質健康診断業務	〔単独実施〕	42
4	(15)	じん肺健康診断業務		3
5	(16)	胸部 X 線撮影		123
6	(17)	特定業務従事者健康診断		162
7	(18)	鉛健康診断	〔(1) ～ (6) ・ (17) ・ (54) ・ (55) と同時実施〕	6
	(19)	鉛健康診断	〔単独実施〕	1
	上記検査に含まれる単独検査名			予定人数
8	(20)	尿中デルタアミノレブリン酸検査		1
	(21)	眼底検査		1
	(22)	尿中馬尿酸検査		47
	(23)	尿中メチル馬尿酸検査		44
	(24)	尿中マンデル酸検査		2
	(25)	尿中フェニルグリオキシル酸検査		2
	(26)	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物検査		1
	(27)	尿中 N－メチルホルムアミド検査		46
	(28)	尿中 2・5・ヘキサンジオン検査		44
	(29)	尿沈渣		1
	(30)	尿検査（ウロビリノーゲン）		4
	(31)	尿検査（潜血）		8

8	(32)	尿検査（蛋白）		2
	(33)	尿検査（糖）		1
	(34)	握力の測定		14
	(35)	肺活量の測定		1
	(36)	血圧の測定		1
	(37)	血液検査（赤血球数）		26
	(38)	血液検査（白血球数）		1
	(39)	肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）		66
	(40)	肝機能検査（ALP）		16
	(41)	鼻腔の所見の有無の検査		1
	(42)	胃部エックス線検査		1
	(43)	腹部超音波検査		1
	(44)	血液型検査（ABO 及び Rh 式）		1
	(45)	糞便塗沫検査		1
	(46)	HB s 抗原（凝集法）		1
	(47)	HB s 抗体（凝集法）		1
	(48)	HCV 抗体		1
	(49)	血清インジウム		8
	(50)	血清 KL-6		8
	(51)	血中カドミウム測定		4
	(52)	尿中 β 2-ミクログロブリン測定		4
	(53)	血清総ビリルビン		16
9	(54)	遺伝子組み換え実験従事者健診		67
	(55)	遺伝子組み換え実験従事者健診（レントゲン無し）		6
10	(56)	胃検診（ABC 検査）	20 歳,25 歳,30 歳など 5 歳刻みの方対象	116
11	(57)	高気圧業務健康診断	〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	1
	(58)	高気圧業務健康診断	〔単独実施〕	1
12	(59)	水道技術管理者健康診断		1
13	(60)	4 種抗体検査(EIA 法：麻疹・水痘・ムンプス・風疹)		1
	りんくう学生定期健康診断・特殊健康診断			予定人数
14 ・ 15	(61)	在学生定期健康診断 1 (学部 1.4.5.6 年生・大学院生、学部編入生対象)		56
	(62)	在学生定期健康診断 2 (学部 2.3 年生)		176
	(63)	遺伝子組換え及び病原体等実験従事者健康診断	〔在学生定期健康診断 1 と同時実施〕	20
	(64)	電離放射線健診新規		1
	(65)	電離放射線健診継続		90
	(66)	化学物質健康診断 2	〔(63) と同時実施〕	3

	工業高等専門学校学生定期健康診断		予定人数
1 6	(67)	定期健康診断 1 (本科 1 年生、編入生)	168
	(68)	定期健康診断 3 (本科 3 年生、本科 5 年生)	285
	(69)	定期健康診断 4 (本科 2 年生、4 年生)	338
	(70)	定期健康診断 5 (前年度有所見者・要経過観察者) 安静心電図	25
	(71)	定期健康診断 6 (尿検査のみ受検者、尿検査一次有所見者) 尿検査 (定性法) : 尿潜血・尿蛋白・尿糖	38
	(72)	定期健康診断 7 (尿検査二次蛋白陽性者) 腎機能検査 (定量法) : 尿蛋白、尿クレアチニン、尿蛋白/尿クレアチニン比	1

住所又は事業所所在地

商号又は名称

別紙2

氏名又は代表者職氏名

		検査項目	中百舌鳥	りんくう	高专	予定人数	単価（税抜）	金額（税抜）	金額（税込）
1	(1)□	第1種定期健康診断業務	110	27	16	153		0	0
	(2)□	第1種定期健康診断業務(レントゲンなし)	8	0	0	8		0	0
	(3)□	第2種定期健康診断業務	425	58	72	555		0	0
	(4)□	第2種定期健康診断業務(レントゲンなし)	3	0	1	4		0	0
	(5)□	雇入れ時健康診断業務	28	4	4	36		0	0
	(6)□	雇入れ時健康診断業務(レントゲンなし)	1	0	0	1		0	0
2	(7)□	電離放射線健康診断業務〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	55	52	2	109		0	0
	(8)□	電離放射線健康診断業務〔単独実施〕	7	7	2	16		0	0
	(9)□	電離放射線健康診断業務（血液検査なし） 〔(7)の項目から血液検査を除く 〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	55	52	0	107		0	0
	(10)□	電離放射線健康診断業務（血液検査なし） 〔単独実施〕	7	7	0	14		0	0
	(11)□	有機溶剤健康診断（問診、診察） 〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	150	59	3	212		0	0
	(12)□	有機溶剤健康診断（問診、診察）〔単独実施〕	16	71	5	92		0	0
	(13)□	特定化学物質健康診断（問診、診察） 〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	92	31	3	126		0	0
	(14)□	特定化学物質健康診断（問診、診察）〔単独実施〕	12	27	3	42		0	0
4	(15)□	じん肺健康診断	3	0	0	3		0	0
5	(16)□	胸部X線撮影	118	0	5	123		0	0
6	(17)□	特定業務従事者健康診断	86	76	0	162		0	0
7	(18)□	鉛健康診断〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	6	0	0	6		0	0
	(19)□	鉛健康診断〔単独実施〕	1	0	0	1		0	0
8	(20)□	尿中デルタアミノレブリン酸検査	1	0	0	1		0	0
	(21)□	眼底検査	1	0	0	1		0	0
	(22)□	尿中馬尿酸検査	42	5	0	47		0	0
	(23)□	尿中メチル馬尿酸検査	8	36	0	44		0	0
	(24)□	尿中マンデル酸検査	2	0	0	2		0	0
	(25)□	尿中フェニルグリオキシル酸検査	2	0	0	2		0	0
	(26)□	尿中トリクロル酢酸又は総三塩化物検査	1	0	0	1		0	0
	(27)□	尿中N－メチルホルムアミド検査	42	4	0	46		0	0
	(28)□	尿中2・5・ヘキサンジオン検査	44	0	0	44		0	0
	(29)□	尿沈渣	1	0	0	1		0	0
	(30)□	尿検査（ウロビリノーゲン）	4	0	0	4		0	0
	(31)□	尿検査（潜血）	4	4	0	8		0	0
	(32)□	尿検査（蛋白）	0	2	0	2		0	0
	(33)□	尿検査（糖）	1	0	0	1		0	0
	(34)□	握力の測定	10	4	0	14		0	0
	(35)□	肺活量の測定	1	0	0	1		0	0
	(36)□	血圧の測定	1	0	0	1		0	0
	(37)□	血液検査（赤血球数）	0	26	0	26		0	0
	(38)□	血液検査（白血球数）	0	1	0	1		0	0
	(39)□	肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）	6	60	0	66		0	0
	(40)□	肝機能検査（ALP）	16	0	0	16		0	0
	(41)□	鼻腔の所見の有無の検査	1	0	0	1		0	0
	(42)□	胃部エックス線検査	1	0	0	1		0	0
	(43)□	腹部超音波検査	1	0	0	1		0	0
	(44)□	血液型検査（ABO及びRh式）	1	0	0	1		0	0
	(45)□	糞便塗沫検査	1	0	0	1		0	0
	(46)□	HB s抗原（凝集法）	1	0	0	1		0	0
	(47)□	HB s抗体（凝集法）	1	0	0	1		0	0
	(48)□	HCV抗体	1	0	0	1		0	0
	(49)□	血清インジウム	8	0	0	8		0	0
	(50)□	血清KL-6	8	0	0	8		0	0
	(51)□	血中カドミウム測定	2	2	0	4		0	0
	(52)□	尿中β2-ミクログロブリン測定	2	2	0	4		0	0
	(53)□	血清総ビリルビン	16	0	0	16		0	0
9	(54)□	遺伝子組み換え実験従事者健診	7	60	0	67		0	0
	(55)□	遺伝子組み換え実験従事者健診（レントゲン無し）	0	6	0	6		0	0
10	(56)□	胃健診（血液検査）	97	2	17	116		0	0
11	(57)□	高気圧業務健康診断〔(1)～(6)・(17)・(54)・(55)と同時実施〕	1	0	0	1		0	0
	(58)□	高気圧業務健康診断〔単独実施〕	1	0	0	1		0	0
12	(59)□	水道技術管理者健康診断	1	0	0	1		0	0
13	(60)□	4種抗体検査（EIA法：麻疹・水痘・ムンプス・風疹）	1	0	0	1		0	0
14・15	(61)□	在学生定期健康診断1（学部1.4.5.6年生・大学院生、学部編入）	0	56	0	56		0	0
	(62)□	在学生定期健康診断2（学部2.3年生）	0	176	0	176		0	0
	(63)□	遺伝子組換え及び病原体等実験従事者健康診断 〔在学生定期健康診断1と同時実施〕	0	20	0	20		0	0
	(64)□	電離放射線健診新規	1	0	0	1		0	0
	(65)□	電離放射線健診継続	0	90	0	90		0	0
	(66)□	化学物質健康診断〔(63)と同時実施〕	0	3	0	3		0	0
16	(67)□	定期健康診断1（本科1年生、編入生）	0	0	168	168		0	0
	(68)□	定期健康診断3（本科3年生、本科5年生）	0	0	285	285		0	0
	(69)□	定期健康診断4（本科2年生、4年生）	0	0	338	338		0	0
	(70)□	定期健康診断5（前年度有所見者・要経過観察者） 安静心電図	0	0	25	25		0	0
	(71)□	定期健康診断6（尿検査のみ受検者、尿検査一次有所見者） 尿検査（定性法）：尿潜血・尿蛋白・尿糖	0	0	38	38		0	0
	(72)□	定期健康診断7（尿検査二次蛋白陽性者） 腎機能検査（定量法）：尿蛋白、尿クレアチニン、尿蛋白/尿クレアチニン比	0	0	1	1		0	0
		合計（税抜き）						0	0

※合計金額の前に「¥」を記入すること
※合計金額は入札書の金額と一致していること

請求先コード

事前に委託者から受診者データに記入している

- | | | |
|---|-----------|----------------------------|
| 1 | 中百舌鳥キャンパス | 安全衛生管理課 |
| 2 | りんくうキャンパス | 総務・経理担当 |
| 3 | りんくうキャンパス | 学生・教務担当 |
| 4 | 高専事務部 | 総務課 |
| 他 | 中百舌鳥キャンパス | 外部資金雇用のため、部局名で請求（約 20 件程度） |

りんくうキャンパス学生健康診断実施計画書

1. 在学生定期健康診断

日 程 (予定)	受付時間	受診人数	
		() 内は全項目を実施する者	
2026 年5 月25 日 (月)	9 : 30～16 : 30	115人	(70 人)
2026 年5 月26 日 (火)	9 : 30～16 : 30	115人	(70 人)
合計		230 人	(140人)

2. 学生特殊健康診断

日 程 (予定)	受付時間	受診人数	
		電離放射線 健康診断	遺伝子組み換え実験 及び 病原体等実験従事者 健康診断
2026 年5 月25 日 (月)	9 : 30～16 : 30	90人	10人
2026 年5 月26 日 (火)		(新規0 人 継続90 人)	
2026 年11 月30 日 (月)	9 : 30～16 : 30	90 人 (新規0 人 継続90 人)	10人
合計		180 人	20人

※化学物質健康診断受診の学生が若干名可能性あり

学生健康診断検査項目（定期・特殊）

1. 在学生定期健康診断

- (1) 胸部X線検査 (全学部・大学院生対象)
- (2) 尿検査(糖・蛋白・潜血) (全学部・大学院生対象)
- (3) 身長・体重測定 (学部1.4.5.6年生・大学院生、学部編入生対象)
- (4) 内科診察(聴力・会話法含む) (全学部・大学院生対象)

2. 学生特殊健康診断

		電離 (新規)	電離 (継続)	化学物質	遺伝子・病原体等
○内科診察	問診・診察	○	○	○	○
○身長・体重測定	身長・体重				○
○視力・聴力(会話法)					○
○血圧測定					○
○血液検査 貧血検査	赤血球数	○		○	○
	血色素量	○		○	○
	ヘマトクリット				○
	白血球数	○			○
白血球百分率		○			
肝機能検査	GOT			○	○
	GPT			○	○
	γ-GTP			○	○
血中脂質検査	HDL コレステロール				○
	LDL コレステロール				○
	トリグリセライド				○
血糖					○
○尿検査	蛋白				○
	糖				○
○眼の検査	水晶体の混濁	○	○		
○皮膚の検査	発赤	○	○		
	乾燥又は縦じわ	○	○		
	潰瘍	○	○		
	爪の異常	○	○		

各検査の必要検査機器数

下記のとおり、検査機器を準備すること。

1. 身長・体重測定

予定対象者数	キャンパス	全自動身長・体重計
800 人	工業高等専門学校（寝屋川市）	3 台以上

2. 視力検査

予定対象者数	キャンパス	視力検査器
800 人	工業高等専門学校（寝屋川市）	7 台以上

3. 聴力検査

予定対象者数	キャンパス	オーディオメータ
490 人	工業高等専門学校（寝屋川市）	4 台以上

4. 胸部X線検査

予定対象者数	キャンパス	レントゲンバス
170 人	工業高等専門学校（寝屋川市）	2 台

5. 心電図検査

予定対象者数	キャンパス	心電計
195 人	工業高等専門学校（寝屋川市）	4 台以上

特記仕様書（工業高等専門学校 尿検査）

1. 検査実施日程の調整

- (1) 検体回収日については、学校と日程の調整を行うこと
- (2) 資材の必要数、搬入日については、学校と調整を行うこと
- (3) 日程は、次のとおり調整すること
 - ① 一次検査は計 3 回、二次検査は 1 回実施する
 - ② 一次検査の 1 回目は、身体測定日と同日実施とする
 - ③ 一次検査の 2 回目は、②の終了 2～3 週後の女子の月経を考慮した日程とする
 - ④ 一次検査の 3 回目は、二次検査と同日実施とする
 - ⑤ 二次検査は、③の終了後の女子の月経を考慮した日程とする

2. 一次検査について

- (1) 検査対象は、工業高等専門学校に在籍する全学生とする
- (2) 採尿容器、採尿コップ等の資材については、以下のとおりとする
 - ① 使用方法が簡易で、利便性に優れているもの
 - ② 「学年、組、氏名」の記入欄を設けた、採尿容器に貼付するシールを準備すること（シールに個別の「学年、組、氏名」を印字する必要はない）
 - ③ 採取方法がわかるように説明書を同封すること
- (3) 検体提出用袋の仕様については、以下のとおりとする
 - ① 採尿容器が入り、上部が折り曲げられる大きさであること
 - ② 外面に「学年、組、氏名」の記入欄を設けること（個別の「学年、組、氏名」を印字する必要はない）
- (4) 採尿容器、採尿コップ、シール、説明書、そして検体提出用袋を、40 人分を 1 セットとし、必要個数と予備（30 人分）を配付すること
- (5) 検査内容については、以下のとおりとする
 - ① 検査項目
定性法による、尿蛋白、尿潜血、尿糖
 - ② 採尿方法
早朝第一尿の中間尿をとる
 - ③ 判定方法
試験紙法による
 - ④ 判定基準
尿蛋白：±以上を陽性とする
尿潜血：+以上を陽性とする
尿糖：±以上を陽性とする
 - ⑤ 検体採取量及び検体保存方法
学校と検査機関とで協議して決定する

⑥ 検体回収

検体回収は、学校内で検査機関が行う。詳細は学校と検査機関で協議し、決定する

⑦ 検体回収時刻

採尿から概ね4時間以内に分析できるよう、学校と調整し、決定する

⑧ その他

回収時または検査時に異常（血尿や異臭など）があるものや、尿量の著しく少ないものがある場合は、すみやかに学校に連絡すること

3. 二次検査について

（1）対象者は、以下の①～③のいずれかに該当する学生とする

① 一次検査で蛋白陽性または潜血陽性と判定された学生

② 学校医が指示した学生

③ 昨年度検査結果の指導区分がE以上であった学生（本対象者のリストは学校から提供する）

※一次検査で尿糖陽性と判定された学生については、二次検査の対象とせず、各自で精密検査を受検する

（2）採尿容器、採尿コップ等の資材については、以下のとおりとする

① 使用方法が簡易で、利便性に優れているもの

② 「学年、組、氏名」の記入欄を設けた、採尿容器に貼付するシールを準備すること（シールに個別の「学年、組、氏名」を印字する必要はない）

（3）検体提出用袋の仕様については、以下のとおりとする

① 採尿容器が入り、上部が折り曲げられる大きさであること

② 外面に「学年、組、氏名」の記入欄を設けること（個別の「学年、組、氏名」を印字する必要はない）

③ 一次検査の検体提出用袋と見分けがつくように、色と表記で区別すること

④ 採取方法がわかるように説明書を同封すること

（4）二次検査用の資材については、二次検査対象者数と予備（5人分ほど）を配付すること

（5）検査の内容については、以下のとおりとする

① 検査項目

・定性法による、尿蛋白、尿潜血、尿糖

・定量法による、尿蛋白、尿クレアチニン、尿蛋白／尿クレアチニン比

ただし、定量法による「尿蛋白、尿クレアチニン、尿蛋白／尿クレアチニン比」の検査は、蛋白陽性者に対してのみ行う

② 採尿方法

早朝第一尿の中間尿をとる

③ 判定方法

試験紙法またはスルホサリチル酸法による

その他必要な検査については、学校と検査機関とで協議して決定する

④ 判定基準

尿蛋白：＋以上を陽性とする

尿潜血：＋以上を陽性とする

尿糖　：±以上を陽性とする

尿蛋白／クレアチニン比：0.15 以上を「所見あり」とする

⑤ 検体採取量及び検体保存方法

学校と検査機関とで協議して決定する

⑥ 検体回収

検体は学校で回収し、検査機関への引き渡しは学校内で行う。詳細は協議して決定する

⑦ 検体回収時刻

採尿から概ね4時間以内に分析できるよう、学校と調整し、決定すること

⑧ その他

回収時または検査時に異常（血尿や異臭など）があるものや、尿量の著しく少ないものがあるれば、すみやかに学校に連絡すること

4. 注意事項

- （1）月経中の女子学生の検査については、学内において、事前に、月経期間外に提出するよう指導しているが、受託者が月経の有無について確認した際に、誤って提出していることが判明した場合は、その検体は検査対象から除外すること。あわせて、受託者が当該学生に、検査対象から除外するため、別日程にて再提出するよう、説明すること。また、月経のために検査対象から除外した旨を、委託者に報告すること
- （2）学生が検体を提出したが、何かしらの事由により、検査対象から除外した場合（月経、尿が少量である等）は、必ず委託者に報告すること
- （3）二次検査対象者（3. -（1））のうち②、③に該当する者は、一次検査未提出または一次検査陰性であっても二次検査の対象とし、提出用袋に「追」と記載して、提出させるものとする
- （4）一次検査検体を二次検査日程で提出した者が、蛋白陽性の場合、同じ検体で定量法にて、「尿蛋白、尿クレアチニン、尿蛋白／クレアチニン比」の検査を行うものとする
- （5）検査機関は、一次検査及び二次検査ともに検体回収後すみやかに、委託者が提供した受診者のデータと照合し、回収当日のうちに検体提出の有無を確認の上、学校へ報告すること

5. 検査結果の通知について

- （1）一次検査の結果は、事業者用結果一覧表と電子データ（エクセル）を二次検査の1週間前までに学校へ納品すること。なお、検査結果は、学校が提供した受診者名簿のデータ順でクラスごとに作成すること。また、未提出者もリストに含め、未提出である旨を明記すること
- （2）二次検査結果は、二次検査終了後、2週間以内に学校へ納品すること
- （3）学校への検査結果等の送付は、すべて「保健室親展」とすること

データレイアウト（工業高等専門学校）

- ・健康診断結果の電子データ（エクセル）の様式は、以下の表を参照し、作成すること
- ・サンプルデータ（一部は所見つき）を作成して、健康診断開始までに委託者の確認・了承を得ること
- ・診断結果の電子データには、健康診断欠席者についてもデータに含め、未受診である旨を明記すること

項目	書式	記入例	
受診日	数字（半角）	20230408	
所属	受検者名簿による	2-M	
学籍番号	受検者名簿による	R51001	
氏名	受検者名簿による	高専 太朗	
カナ氏名	受検者名簿による	コウセン タロウ	
性別	受検者名簿による	男	
生年月日	数字（半角）	19970531	
年齢	数字（半角）	15	
身長	数字（半角）、少数第一位まで	170.5	
体重	数字（半角）、少数第一位まで	65.8	
BMI	数字（半角）、少数第一位まで	22.6	
視力右	数字（半角）、少数第一位まで	0.1	※ 1
視力左	数字（半角）、少数第一位まで	0.5	※ 1
視力矯正右	数字（半角）、少数第一位まで	1.0	※ 1
視力矯正左	数字（半角）、少数第一位まで	1.2	※ 1
聴力 1 0 0 0 H z 右	所見あり／所見なし	所見なし	
聴力 1 0 0 0 H z 左	所見あり／所見なし	所見あり	
聴力 4 0 0 0 H z 右	所見あり／所見なし	所見なし	
聴力 4 0 0 0 H z 左	所見あり／所見なし	所見あり	
聴力判定	全角文字列	経過観察	※ 2
胸部 X 線番号	数字（半角）	100002	
胸部 X 線所見	全角文字列	異常陰影の疑い	
胸部 X 線判定	全角文字列	要精密検査	
心電図所見	全角文字列	不完全右脚ブロック	
心電図判定	全角文字列	要精密検査	※ 2
（1 次）尿糖	全角記号、半角数字	－	
（1 次）尿蛋白	全角記号、半角数字	2+	
（1 次）尿潜血	全角記号、半角数字	±	
（1 次）腎機能所見	全角文字列	尿蛋白陽性	

(1次)腎機能判定	全角文字列	要再検査	※2
(2次)尿糖	全角記号、半角数字	—	
(2次)尿蛋白	全角記号、半角数字	2+	
(2次)尿潜血	全角記号、半角数字	±	
(2次)尿蛋白・定量	数字(半角)	63	
(2次)尿クレアチニン	数字(半角)	210	
(2次)尿蛋白/クレアチニン比	数字(半角)、少数第二位	0.30	
(2次)腎機能所見	全角文字列	尿蛋白陽性	※2
(2次)腎機能判定	全角文字列	要再検査	

※1：視力0.1未満の結果の表記方法については、別途協議する

※2：判定内容について、記号を用いる場合には、事前に凡例を明示すること

(別紙 9)

結果一覧表レイアウト（工業高等専門学校）

■尿検査

尿検査一次 結果一覧												
受診日	学年	組・コース	出席番号	学籍番号	氏名	性別	尿糖	尿蛋白	尿潜血	判定	二次検査対象	指示事項
20XX04YY	1	1	1	R31001	高専 一朗	男	±	－	－	要受診		医療機関を受診してください
20XX04YY	1	1	2	R31002	高専 二郎	男	未	未	未	未受診		一次検査未提出です
20XX04YY	1	1	3	R31003	高専 三朗	男	－	－	－	異常なし		
20XX04YY	1	1	4	R31004	高専 四朗	男	－	－	－	異常なし		
20XX04YY	1	1	5	R31005	高専 五朗	男	－	－	－	異常なし		
20XX04YY	1	1	6	R31006	高専 六朗	男	－	－	＋	再検査	●	尿二次検査を受けてください
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

■胸部 X 線撮影

胸部レントゲン撮影 結果一覧										
受診日	学年	組・コース	出席番号	学籍番号	レントゲン番号	氏名	性別	胸部レントゲン 所見	判定	指示事項
20XX04YY	1	1	1	R31001	10000	高専 一朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	2	R31002	10001	高専 二郎	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	3	R31003	10002	高専 三朗	男	異常陰影あり	要精密検査	医療機関を受診し、精密検査を受けてください
20XX04YY	1	1	4	R31004	10003	高専 四朗	男	—	未受診	受診していません
20XX04YY	1	1	5	R31005	10004	高専 五朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	6	R31006	10005	高専 六朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	7	R31007	10006	高専 七朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	8	R31008	10007	高専 八朗	男	異常なし	異常なし	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

■心電図検査

心電図検査結果一覧									
受診日	学年	組・コース	出席番号	学籍番号	氏名	性別	心電図所見	判定	指示事項
20XX04YY	1	1	1	R31001	高専 一朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	2	R31002	高専 二郎	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	3	R31003	高専 三朗	男	不完全右脚ブロック	要観察	心電図は年に一回受けてください
20XX04YY	1	1	4	R31004	高専 四朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	5	R31005	高専 五朗	男	完全右脚ブロック	要精密検査	医療機関を受診し精密検査を受けてください
20XX04YY	1	1	6	R31006	高専 六朗	男	—	未受診	受診していません
20XX04YY	1	1	7	R31007	高専 七朗	男	異常なし	異常なし	
20XX04YY	1	1	8	R31008	高専 八朗	男	異常なし	異常なし	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

■身長・体重測定、視力検査、聴力検査

身長・体重測定、視力検査、聴力検査結果一覧																			
受診日	学年	組・コース	出席番号	学籍番号	氏名	性別	身長	体重	BMI	視力(右)	視力(左)	矯正視力(右)	矯正視力(左)	1000Hz聴力(右)	1000Hz聴力(左)	4000Hz聴力(右)	4000Hz聴力(左)	聴力判定	指示事項
20XX04YY	1	1	1	R31001	高専 一朗	男	167.7	68.8	24.5	1.5	1.5			所見なし	所見なし	所見なし	所見なし	A	
20XX04YY	1	1	2	R31002	高専 二郎	男	166.9	44.7	16			0.5	0.9	所見なし	所見なし	所見なし	所見なし	A	
20XX04YY	1	1	3	R31003	高専 三朗	男	166.3	44.5	16.1			1	0.8	所見なし	所見あり	所見なし	所見あり	C	聴力要精密検査
20XX04YY	1	1	4	R31004	高専 四朗	男	155.6	55.2	22.8	0.7	0.5			所見なし	所見なし	所見なし	所見なし	A	
20XX04YY	1	1	5	R31005	高専 五朗	男	165.3	63.8	23.3	1	1.5			所見なし	所見なし	所見なし	所見なし	A	
20XX04YY	1	1	6	R31006	高専 六朗	男	163.7	52.9	19.7	0.2	0.3			所見なし	所見なし	所見なし	所見なし	A	
20XX04YY	1	1	7	R31007	高専 七朗	男	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	未受診
20XX04YY	1	1	8	R31008	高専 八朗	男	172.2	61.4	20.7	1.5	1.5			所見なし	所見なし	所見なし	所見なし	A	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

A：異常なし、B：経過観察、C：要受診